

平成 25 年 12 月 16 日（月曜日）

第 10 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成25年12月16日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

會計管理者兼 出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民税務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所 町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐	三浦 浩 君
総務課上席主幹兼 財政課長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書 記 長 三 浦 清 隆 君
農業委員会部局
事 務 局 長 高 橋 一 清 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 阿 部 敏 克
主 幹 兼 総 務 係 長 三 浦 勝 美
兼 議 事 調 査 係 長

議事日程 第3号

平成25年12月16日(月曜日)

午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第118号 南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 第 3 議案第119号 南三陸町子ども・子育て会議条例制定について
- 第 4 議案第120号 南三陸町被災地域農業復興総合支援事業による財産の無償貸付け
等に関する条例制定について
- 第 5 議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 6 議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 7 議案第123号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第124号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第125号 工事請負変更契約の締結について
- 第10 議案第126号 業務委託変更契約の締結について
- 第11 議案第127号 業務委託変更契約の締結について
- 第12 議案第128号 財産の取得について
- 第13 議案第129号 普通財産の貸付けについて
- 第14 議案第130号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算(第6号)
- 第15 議案第131号 平成25年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第16 議案第132号 平成25年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第17 議案第133号 平成25年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

急に寒波がやってきました。皆さんも健康には十分ご留意いただきたいと思います。本日もよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において11番菅原辰雄君、12番西條栄福君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第118号 南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第118号南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第118号南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

本案は、南三陸町町税条例の一部改正による延滞金の取り扱いが平成26年1月1日から改正されることに伴い、後期高齢者医療保険料に係る延滞金についても町税等に準じた取り扱いとしたいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第118号南三陸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

参考資料の44ページをお開きください。

こちら新旧対照表となっておりますが、こちらで説明させていただきたいと思います。提案理由にもありますとおり、さきの議会において町税条例の一部改正の際にご承認いただいている延滞金の規定については、来年の1月から適用となることから、これに合わせ後期高齢者医療保険料の規定も町税に倣った改正を行うということでございます。

町税における改正内容をご説明申し上げますと、国税の見直しに合わせた規定ということで、現在の本則の割合、こちら新旧対象表の第6条の中に記載されております14.6%、7.3%とありますが、これは、本則はこのままで特例を創設し一定程度引き下げを行ったものでございます。この規定に関しましては、国民健康保険税、介護保険料についても同様に対応済みとなっております。施行期日につきましては、議案書にありますとおり来年26年1月1日からとなります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 改正案ということで、町税条例に該当という条例であります。内容につきましてはわかりました。ただ、この延滞金なんです、国の規定に合わせたということですが、よく一般企業といいますか、わかりやすく言えばサラ金ですね。今サラ金の金利というのは、どれぐらいになっておりますか。サラ金の金利よりも高い金利で課税といいますか、徴収するというやり方ではちょっといかがなものかなという感じを受けておるので、むしろ納められない方々につきましては、サラ金から借りて納めたほうが利率が安いという話も聞いておりますので、その辺、町として担当としてサラ金の金利は今どのようになっているのか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 詳細については承知しておりませんが、二十数%台と捉えております。この改正によりまして、現在の14.6%、市中金利の水準が大分下がったということで国税の改正を行ったということで、この本則が現在の市中金利等に照らして、この規定に当てはまると9.3%まで下がるという状況になっております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 9.3%まで下がるということは、本則ではそういうことをうたっていないですね。あくまでも14.6%というのが出されていますので。ですから、この14.6%、何と申しますかそういった一般企業の要するにいろいろなメーカーさんがありますけれども、その辺は承知していないということではありますが、今テレビコマーシャル等によく見ますと、この14.6%よりはるかに下がっている金利でコマーシャルがなされているのを見るわけです。ですから、私はサラ金の金利よりも高い金利を打ち出して、町が徴税と申しますか、とるというやり方はいかなものかという質問なんです。その辺、どうお考えですかということです。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 滞納者に対するペナルティーということでの国の規定に準じた改正ということで捉えておまして、早期納付を促すという部分では、今議員さんがおっしゃられた金利水準を下回る3%程度の金利という位置づけ等にもなっております。その辺をご理解いただければと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第119号 南三陸町子ども・子育て会議条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第119号南三陸町子ども・子育て会議条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第119号南三陸町子ども・子育て会議条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第77条第1項に規定する審議会、その他の合議制の機関を設置するため新たに条例を定めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案書の16ページで説明をさせていただきます。

南三陸町子ども・子育て会議条例の制定についてということでございます。今町長申し上げましたとおり、この条例の上位法であります子ども・子育て支援法が去る平成24年8月に制定されました。その第77条第1項に、市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするという規定がございます。これは、いわゆる設置努力義務規定ということでございますが、次に掲げる事務というのはどういうことかと申しますと、1つには市町村長の諮問に対する答申を行うと。その中身でございますが、幼稚園、保育所等の利用定員を設定するときと、それから市町村が子ども・子育て支援事業を定めるときということになっております。

それから、もう1点でございますが、市町村の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況の調査審議をするときということでございます。とありますが、当町ではこれから被災しました戸倉保育所、それから伊里前保育所、志津川保育所等を復旧しなければなりません。その際には、利用定員を設定しなければなりませんし、その事業計画を策定しなければなりません。

また、先日及川議員の一般質問の際にお答えしましたとおり、その計画に基づいていわゆる策定する際のニーズ調査をこの9月に実施をしております。そのニーズ調査に基づいて26年度に事業計画を策定することとしておりまして、その計画策定に対し広く町民の方々から意見を聴取し、今後児童福祉行政の充実、地域子ども・子育て支援の充実を図るため設置をするという内容でございます。

次に、ここにごございます第2条でございますが、委員につきましては、15名以内で組織をして、保護者、事業従事者、学識経験者などから町長が任命をするということになっております。

第3条でございますが、任期につきましては3年ということになっております。

4条以下は、記載のとおりでございます。庶務につきましては、保健福祉課が処理をいたします。施行日は平成26年4月1日からということでございます。

それから、次のページになりますが、委員の報酬につきましては、記載のとおりとなっております。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

今課長さんから説明でおおよそのことはわかったんですけども、子ども・子育て支援法の77条第1項、そこにあります基本的なところで申しわけないんですけども、特定教育、保育施設の利用定員とありますけれども、それから特定地域型保育事業という言葉があるんですけども、この言葉の意味をちょっとご説明いただきたいんですけども。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 77条第1項の文言の説明ということでございますが、特定教育、保育施設の利用定員ということで、保育施設につきましては本町の、それから特定教育といえますのは幼稚園、あるいは先日質問がございました認定こども園ということに当たると思っています。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そこでですけども、委員を町長が任命すると、第2条ですね、ありますけれども、任命する場合に保護者はわかりますけれども、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、それから子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者とありますけれども、こういう人たちは具体的にどのような人たちが想定されるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 事業に従事する者でございますので、保育所、保育園あるいは幼稚園に勤務する者ということが一つ、それから学識経験と申しますればそういう幼児教育に精通する学識経験者、いわゆるOBの方でございますとかそういう専門家の方ということになると思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） その際に、この委員というのは町内の人に限られるのでしょうか。あるいは、もう一つ、私も委員に入りたいという方がもしいる場合に、公募ということは考え

られないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） これは、詳細については今から詰めなければならないと思うんですが、一つにはやはり地域のいわゆる計画をつくるということですから、地域の事情に精通している方が妥当なのであると考えております。ただ、町外にいらっしゃっても南三陸町の保育事情に詳しい方がぜひ入りたいということであれば、検討させていただきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

この15名で組織するという事なんですけれども、子供の保護者、父兄の方をできるだけ多く入れるためには15人でいいのかなという気がするんですけれども、その辺の人数は15名というどうしてもこの人数に限られてしまうのでしょうか。それとも、もう少し人数を多くするという考えはあるのでしょうかね。結局従事する人を学識経験といっても3保育園、保育所ありますけれども、そこからの先生方とか学識経験者を入れますと、保護者の方というと3人やその辺になってくるのかなと推測するんですけれども、地域の実情でそれぞれ保育園、保育園の形態が違うわけですよね。そうすると、もちろん地域も違いますし、いろいろな案というかこれからの新しい施策を考える上で、地元の父兄の人たちの反映をいろいろ受けとめたり伝えたり共有する部分が多くなるということは、もう少し父兄の人たちに多くかかわっていただけたらやりやすいのかなと思いますけれども、その辺の見解をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それぞれの考え方だと思うんですが、県内いろいろ私どもも確認しましたが、多いところで20名、少ないところだと10名というところもございます。本町の場合は、その間の15名という設定をさせていただいておったんですが、町内で今保育所、保育園、私立、そういうものも含めると全部で5園ございます。ですから、その場所から1名ずつとなっても5名、その例えば従事する方々を含めると10名以上になってしまうということになります。ただ、設定の仕方としてその会議の中の人数が多ければいいということではなくて、やはりその意見を反映させるという目的がございますので、15名は妥当なのかなということで今回15名という設定をさせていただきました。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 中間をとって15名ということなんですけれども、できるだけ父兄、保護者の

方の人数を多くしていただけますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 本条例制定、これは国の24年の法に基づく改正ということですので、この内容につきましてはそれなりに理解はできるわけですが、私は関連でちょっと子供関係非常に重要であります。私も毎月広報等を見ているわけですが、一番重要に考えているのが人口動向であります。その中で出生、結婚、それから死亡の関係、特に注意しているわけですが、なかなか出生が少ないと感じるわけですが、災害前とあるいは災害後もはや3年になりますね。その中で、災害が関係して出生にも関連があるのかどうか。それから、その動向について年度別に。関連ですので、わかる範囲での答弁で結構ですが、それらについてどのような内容になっているのか。

それから、この17ページの私だけなのかなと思うんだけど、審議会の日額7,400円に1,000円を、これはどういう意味なのかですね。ちょっと前のなのかわかりませんから、この辺の委員会の日当といいますか、そのようなもの二、三点、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 正確な数字は持ち合わせていないんですが、ちなみに被災前の出生数が年間100名を超えていたと思います。約100名若干超えていると。被災後でございますが、昨年度が約70名ぐらいと記憶しておりますので、二、三十名程度減っていると。ことしも母子手帳の交付数でございますが、先月までで四十数名ということでございますから大幅に減っていると。いわゆる少子化は進行しているという状況にあると思います。実際には、それが震災が直接的な影響があるのかどうかということとはなかなかちょっと予想の範囲でございますので、わかりにくいところではございますけれども、やっぱり町外に出て行っている方、若者が出て行っているというその影響が少なからずあるんだろうということが1つ、それからやはり若い世代の方が独身の方がなかなか結婚しないという問題もあると思います。それから、やはり子供さんを持っている世代の方がいわゆる2名、3名複数の方をなかなか生まれてこないといいますか、そういう状況にあるということは間違いないと、そう考えております。

それから、2点目の17ページのことでございますが、左側が報酬で右側が費用弁償ということになります。7,400円と1,000円ですね。そういうことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番(阿部 建君) 子供も出生関係につきまして伺いしているわけですが、ことしは現在で、手帳はなくても産む人もあるのかとは思いますが、手帳をいただいた人が四十数名と非常に厳しい内容、課長が言うように災害の関係だけではなく自然減、どの町でもそういうことだと思いますが、さらにこの災害によって恐らくなかなか雰囲気の子供を、それ以上は言いませんが、そういういろいろな内容もあって子供が少ないのか。自然減となれば、これは現在40なら今から幾らもないわけですから半分以下だ。今までは大体災害前は100名。こんな内容で南三陸町が進んでいくとなれば、これはとんでもない人口減につながるのかなど、そのようなことを危惧しているわけですが、だからといってなかなか手段がどのような……、結婚する人も男性も少なくなっている、女性も少なくなっているということが報道されております。そのような中で、今後はどうなっていくんだろうなど。

それで、亡くなる人の数もできれば今伺いたいなと思ったんですけれども、結婚数も結婚式を挙げなくても毎月広報にそれなりに掲載されておりますけれども、毎月私も統計書いているわけでもないで、随分少ないなと思っているわけで、本町に結婚相談所、相談関係は何か結婚という非常に重要な内容について本町では何か、今まで歌津町は結婚相談所とかいろいろなことをして一生懸命活躍、活動してきた経緯がありますが、現在町としてこのような内容について、これは何とかしようもないと心得ることなのか。一体町として大きな問題だろうと。どこの町もこうなのかというと、多くなっている町もあるんですから、県内でも。そのようなことに対して今後何か幾らかでも人口増につながる、どんどん減っていきますよ。これからはこのような状態でいったら。人口動態いろいろ載せていますけれども、とんでもなく減っていくんだろうなと思っているわけで、何かそれらについて工夫といいますか、行政として何かを。審議会といたって子供がいなければ審議会も何も、審議会のほうが多くなりますよ、だんだん。そんな内容で、審議会はこれはこれとして必要なことですが、やはり子育てを一生懸命やっているようですが、問題は誕生してこなければどうにもならない。なかなかこれについては難しいが、いろいろ全国的なことではありますが、何かそこでこういう考えを今後必要ではないかどうか。何か考える必要があると思いますが、そこら辺いかがですか。念のため結婚数、それから死亡者数、それらも。わからなければいいですよ。もしお答えができればお答えをしていただきたい。

さらに、今後の出生ができれば多くなってもらいたいわけですが、そのためには何がいいのか。やはり行政として重要な問題なので、考える必要があると思いますが、何か現段階で考えるものは、結婚、なかなかこれは薬飲んだって治るものでもないし難しい問題です

が、何か考えがあるのかどうか。考える必要があろうと思いますが、私もいろいろ考えてはいるのだけれども、それは後で。今の段階での答弁をお願いしたい。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご指摘のように、大変難しい問題であるとともに、真剣にといいますか真摯に取り組まなければならない課題だと思っております。ご承知のように合成特殊出生率が日本はずっと下がり続けてまいりまして、結果として少子化という結果に結びついてきているという状況でございまして、若い世代がどんどん減ってきたという人口構成になってございます。

当町としてもそういった状況の中で推移をしているわけでございまして、震災前も若者たちの出会いの場をセッティングしようという事業もイベントもやっております。今回もおらほのまちづくり事業というのがございまして、そういった中で民間の方々が若い世代が出会って、そしてカップリングをしようという事業も採択してございますので、そういう中で1組でも2組でも結婚へ向かっていけるような方々が生まれればいいなと思っておりますし、大変大きな問題でございますので、町としてもそういった結婚できる環境、あるいは子育てしやすい、そういう環境をつくっていくということについては、これから本当に厳しい人口状況の中でございますので、真剣に町としてもこれからも取り組んでいかなければならない。そういう課題で認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ちょっと詳しい数字が手元にございませんで、とりあえず今わかっている分は1カ月分ということで手元にございますのが、出生数が1カ月、先月で6名、それからお亡くなりになっている方が19名ということでございます。後でもしその点の数字をお示しできたらと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 町長の説明のように年々本町でも出会いの場、こういうのをどんどんやっぱり設けて、本当に聞けば切りはないんです。時間もあるからですけども、一体何名ぐらい適齢者がいるのか。重要な問題です。適齢期というのは何歳から何歳というのが一応あるんでしょうけれども、それらもやっぱり注視して、いろいろな角度からぜひとも今後そういう出会いの場といいましていろいろなイベント、それらを通じて協力をして努力をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

第3条の任期についてちょっとお伺いしたいんですけども、任期3年とあるんですが、その前の2条で子供の保護者となっているんですけども、ここで子供の保護者が保護者でなくなった場合に、例えば子育て支援なので保育所とか保育園だと思うんですけども、その場合どうなるのかというのが1点なんですけれども、ですからこの保護者というところを将来保護者となり得る者とか、先ほど出たような公募のような形とかにしてもいいのではないかという思いがするんです。これをお聞きしたいと思います。

あと第2点なんですけれども、学識経験を有する者というのは、再度先ほどの前者の答弁でわかりづらかったので、この町内にはいるのかというか、私のイメージからすると学識経験ですので、例えば子育ての本を書いたり、論文を書くとかまではいかないのですが、この学識経験というのは例えば元事業に従事した者みたいな形になるのか。それで、その下に町長が必要と認める者というのは、こういった人は必要となるのかということもお聞きしたいと思います。

あとはこの会議なんですけれども、年何回ぐらい開かれるのかということもお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、任期の関係でございますが、考え方としては保護者とうたっておりますので、途中で保護者でなくなる、いわゆる小学校に上がってしまって保護者でなくなった場合ということは、そのときは欠員ということで入れかえすることは可能だと思います。ですから、そこにつきましては、その方があくまで会議の中でぜひ意見を述べたいということであれば、そのままそこにとどまるということは可能でしょうけれども、実際には保護者でなくなるということでございますので、また新たにその施設から欠員として別の方を入れるということも可能だと思います。

それから、学識経験の関係でございますが、私のほうで想定しているのは例えば今まで保育所の園長さんの経験者とかそういった方々になるのかなと。町内で例えばそういった形のいわゆる本を出版されている方というのは余り聞いたことがございませんので、うちでは今までの保育所、保育園の園長さん、あるいは幼稚園の園長さんを経験された方ということ想定しております。

それから、前3号に掲げる者のほかということでございますが、これにつきましては、例えば第三者的な意見というのが必要になる場合もあると思います。ですから、例えば町内で事

業を展開している方、全然関係ない部分です。そういった方々の第三者的な意見も必要ではないかと考えておりますので、そういった方々も委員の中に選考してもいいのかなと考えております。以上でございます。

会議の回数でございますが、年二、三回程度と考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それで、任期の件なんですけれども、私こういった審議会で思うのは、例えば小学校ですとよくPTAの会長さんとか副会長さんという方がこういったメンバーになるんですけれども、私が思うにはもう少し長期的な視線というか、先ほど前議員も言いましたけれども、40人ぐらいの子供が生まれて将来的にかかわっていきたいという思いをしている保護者の方もいると思うので、厳に現在というか子供の保護者ということに限定することは多分いい面もあるんでしょうけれども、将来的な例えば役所の仕事にしても単年度でやっているの、何かもう少し子育てに皆さんが関心というか大切に思っているんでしょうけれども、入前のイメージというか、そういったことをよそでこうしているからとかということをもっと取り入れる機会というか、せっかくのこういった支援法ができて会議まで設置するんですから、そこをもう少し当局として検討していただければ、それこそ預けやすいこども園なり保育園ができて少子化対策の一環にはなるんじゃないかと、そういう思いから私はこの保護者という面をもう少し検討していただきたいと思いました。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第120号 南三陸町被災地域農業復興総合支援事業による財産の無償貸付け等に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第120号南三陸町被災地域農業復興総合支援事業による財産の無償貸付け等に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第120号南三陸町被災地域農業復興総合支援事業による財産の無償貸付け等に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した農家の営農再開を支援するため、復興交付金事業による被災地域農業復興総合支援事業を活用して、町が取得する農業機械等を農業生産団体に無償にて貸し付けるため新たに条例を定めるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 南三陸町被災地域農業復興総合支援事業による財産の無償貸付け等に関する条例制定につきまして、細部説明をさせていただきます。

条文は19ページ、それから議案参考資料では45ページをお開き願います。

東日本大震災で被災した農家の多くは、農業機械や農業施設の流出をし、営農再開のすべを失っております。今後農地の復旧や圃場整備事業が順次完了していくのにあわせて、町では復興交付金制度を活用しできる限り農業機械、農業施設を農家に提供することで、厳しい条件ではありますが、地域農業の再生に寄与したいと考えているところでございます。

この際に、復興交付金メニューの被災地域農業復興総合支援事業を利用することになりますが、この事業スキームといたしましては、町が国費100%で農業施設を取得、整備いたしまして、それを地域の生産組織に無償で貸し付けるというものでございます。したがって、町が財産を生産団体に無償貸し付けできるための制度の整備が必要でありますことから、本条例の設置をするものでございます。

条例の概要でございますが、19ページの条例をごらんいただきたいと思います。

第1条につきましては、通常町の財産を貸し付ける場合、南三陸町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例によるところでありますけれども、農業生産団体に対し無償貸し付けとするような内容にはなっておりませんことから、この条例にかかわらず無償貸し付けを可能にする規定としているところでございます。

第2条は、文言の定義です。

第3条ですけれども、農業機械とそれを保管する倉庫を町有地に設置する場合、用地を含めて無償で貸し付ける規定であります。その無償の貸し付けをする期間は、貸し付けをする機会や保管庫の耐用年数と規定してございます。耐用年数と申しますのは、参考資料45ページの2に貸し付け期間として示させていただいております農業機械であれば7年、パイプハウスであれば10年、それから鉄骨ハウスであれば15年と国で定めているそれぞれの耐用年数期間に合わせて土地を無償で貸し付けるというものでございます。それから、無償で機械は貸し付けするんですけれども、この参考資料5のところ、農業機械等の管理ということで規定をさせていただいておりますが、機械は無償であっても、利用に係る燃料や修理代、維持管理、運営費などの費用は、一切生産団体での負担というものとすることでございます。

なお、この後議案第128号で財産の取得という議案が出てまいりますが、これはこの条例に基づいて行う第1号として実施する田の浦地区への機械導入を図ろうとするものでございますので、あらかじめご承知おきをいただきたいと思います。

以上、よろしくご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 山内です。

被災された農家の再開に向けての町の制度ということで、大変私はいいと思います。ただ、南三陸町もいろいろありますが、田の浦地区の後で出てきますが、127ページ、メニューが書いてありますが、この地区だけに今回そういった制度を適用するかどうか、その辺ちょっと伺います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 復興交付金の申請の手法なのでございますが、国ではその必要とするぎりぎり間際になっての申請をしてくださいということになっていまして、2年先、3年先も見込まれるので早目に申請したいと言っても受け付けてもらえないという状況でございます。

それで、町としてはとりあえずこの後圃場整備地域についても導入は計画しているんですけれども、まずは災害復旧で来春から営農作付が可能になる地域ということでの取り組みを開始いたしました。昨年12月から募集をしたんですけれども、災害復旧箇所はたくさんあるんですけれども、議員ご承知のとおり一定の面積がまとまらないと機械導入の申請ができないということもあって、それからまとまりのある地域も複数あったんですけれども、結果的

にはこの田の浦地域が残ったということになります。そういったことから、まずは田の浦地域からということで、そのほかの地域につきましても、今後さらに地域との話し合いを進めて導入をできるだけ進めていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） わかりました。順次進めていくといった力強いお言葉をいただきました。

それで、この田の浦のことをちょっと今見ています。28ページを見ますと、トラクターとかいろいろな機械の種類が書いてありますが、どうも台数が1台になってこれで仕事が十分機能できるのかなど。ものによっては、容量にもよりますが、大きさにもよりますが、やはり台数に不足はないのかどうか。それから、保管庫というか農機具を保管しておく場所とかそういうことも考えているのか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 機械の台数が不足ではないかということで、全くその点については、町としても足りているとは思っておりません。もともと被災した農家は20馬力以上のトラクターを1軒ごとに所有して農業をしていたものですから、できればそういったことの回復、復興もしたいところなんです。国といたしましては、今後営農再開においては必要最小限という考え方、それから町全体として最も効率のいい農業の形を計画しなさいということでありまして、今公に認められているトラクター1台当たりの最低面積が、20馬力であれば4ヘクタール、30馬力であれば4.9ヘクタールが最低限必要な面積ということになっております。その最低以上の限度を超えた地域に対して、できるだけ多くの台数を入れる努力をしているとご理解をいただければと思います。これ以上の台数申請がなかなか認められないということです。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） わかりました。そういったことであれば、私は本当にいい制度だなと思います。無償でお借りして、最後には払い下げができるというこういう制度はめったにないわけです。地区の農業振興につながって復興につながれば、私は本当にいい制度だなと。ますますこういった制度を取り入れていただきたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議案120号で農業団体に貸し付けるという無償貸し付けで、財産取得が128号で、この格納庫は既に入札が終わっているというやり方なんです。これは手順が逆ではないんですかね。まずもって財産を取得をして、それからこの相手方の条例というやり方。

それから、この格納庫の入札も既に終わっているんですね。11月29日ですか。378万円、契約金額、消費税含んで。どうもこの順番というか、条例をつくって相手方をこれから探すという理屈をつけるのでしょうかけれども、やっぱりまずもって最初に財産取得の議案というものを提出すべきではないかなという思いがするんですが、その辺、見解はどうなっているのかですね。

それから、この田の浦地区、あるいはまだこれからもっともっといろいろな農業の被災地の圃場整備をして、こういった形になってくるのかなと考えておりますが、問題は果たしてこの補助をもらった機械で耕作する方が出てくるのかなと、これが一番の心配のもとなんです。いろいろな地区のお話を聞きますと、せっかく無償で直してもらうんだから私も直してもらいましょうと。じゃ、いつ耕作するのかという話になってきますと、いや、ちょっとねと。皆さんも前に漁業が優先して農業は後回しという話になって、そこまで話を聞いているわけですから、それでも今漁業のほうで復興・復旧に忙しくて、田んぼのほうまで手が回らないというのが現実なんですよ。そのときに、現状復旧と基盤整備ですか、2種類にわたってこれからの復旧工事というか復興に向けての圃場整備がなされているわけなんです。その辺の国からいただいたこの復興資金で整備をした機械そのものが耕作しなくてもいいのかという、そのまま機械を買ってそういった団体をお願いしただけで済むのかどうか。それが一番の心配なんですよ。果たして、圃場整備をした方々が必ずや耕作すると、あるいは自分もしなくても隣の方がやってくれるとか、こういった農業法人を立ち上げて、そういった方々の中をお願いする。あるいは、これから農業団体あるいは農業法人に今上がっている条例で貸し付けをした方が、必ず全部の圃場整備した面積を耕作するかということなんです。もしこれができなかった場合、どのような形になるのか。その辺が先が見えないといえますか。それは担当課でも頭の痛いところだと思っています。だけれども、はっきりしておかないと、これは進んでいく上でもあやふやな考えではまずいのかなという感じがいたしておりますので、その辺の現状をきょうの段階でどの辺まで話が進んでおるのか。それから、どういう方向性で行くのかと、見通しですね。それがわかりましたら。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 条例の提案の順番に関するご質問、まず1点目でございますけれども、特定の地域の財産取得オンリーであれば、先に財産取得の提案が先にあったのかなと思っておりますけれども、今回はこれは無償貸し付けを全町的に行っていくということもございましたので、一応制度創設という観点から条例提案を先にさせていただきました。これからまた

他の地域でもそういった財産の取得が出てくる場合もございますので、制度創設の部分を第一義的に考えさせていただいたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） ご心配のとおり状況としては、なかなか生活者が営農に服する状況までの回復ができていない中でのこの農機の整備は、先々の不安が伴うということでは議員おっしゃるとおりでございます。

ただ、とはいえ現実的には国の制度が使える期間というものが非常に限られていまして、5カ年のうちに町の農業の復興をできるところまでとにかく回復させていきたいというのが町としての思いでございます。地域の方々に対しましては、とりあえず原形復旧の農地がまず最初に県の事業から戻ってきたときに、この農地の活用方法として一番いい方法を地域の中でお話し合いをしてくださいということで、町も普及センターも農協も入って何度となく地域と一緒にしてお話し合いをしてきております。

その中で、例えば田の浦の地域につきましては、震災前に圃場整備がもう済んでいる地域ということで、町の中でも特に優良農地のある地域でありました。そこで、田んぼが復旧して戻されたところを誰が営農するかということで、地域の方で集まっての話し合いをしていたんですけども、海もやらなくてはいけないけれども、いずれ帰ってくれば1年放っておけば荒れてしまうから、何とかとにかくやる方向で機械も申請しましょうという結論になって、田の浦地域では地域の中でとりあえず営農組織をつくる。代表者の方々が現在たしか8人でしたか、もう少し少ないですね。人数確実なところを済みません、押さえて資料を持っていないんですが、6人か7人ぐらいの営農を実際にやるという方の名前を上げていただいて、その人たちが軸となりながら、それ以外の農地所有者の方々は水管理とか草刈りなどに加わるような形の中で何とか進めていきたい。現在はそういったところの話し合いまでなっております。

この復興交付金は、当然ながら機械導入した以上は機械を確実に利用して農地を耕すということが義務になってまいりますので、後々難しいと言いながらも何とか営農立ち上げにつきまして関係機関も一緒になって支援をして、補助金の返還になることのないように指導してまいりたいなど、あるいは支援してまいりたいと思っているところであります。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） これからでしょうから、担当課とすれば大変な思いで今進めていると思います。その補助金の返還を心配しているんですよ。例えば面積5町歩なら5町歩に対して

この機械の台数が定まってそれを購入できたと。その5町歩の中で1町歩でも耕作すればいいのかということになればいいんですが、その辺のところは難しいところで、できればその5町歩全部を皆さんの力を合わせて耕作してもらえれば、補助金の返還ということもないわけでありませう。

ちなみに、細かいこと聞くようで申しわけないんですが、例えばその耕作をする期間、1年でいいのか、あるいは5年だとか、そういった条件的なものが出てきているのかどうか。その辺ですね、まず。

それから、総務課長、私この条例の制定が逆でないかという話をしました。これは格納庫の入札も含めてなんです。これは財産取得ができなかった場合、格納庫つくる意味がないんじゃないかということ。そこなんです。入札終わっているんだから、何を入れて。問題は、圃場整備を今やっているさなかなんですよね。その圃場整備の工期というのかな。今の段階でちょっとまだ先が見えないんじゃないかと思うんですよ。そのときに格納庫の工期が26年の3月20日、これ終わりますかね。その辺もあるんです。この入札はやっぱり財産取得の議案が議決になってからでも遅くなかったのかなと。そうすると、今度は3月20日までの工期がまだまだ延びると。この事業は、25年度中にやらなければならない事業であるのかどうか。あったにしても、最近随分出ている繰越明許とか事故繰越とかあるわけですから、何も急いで入札することはないんじゃないかなと。きょうのこの128号が議決になってからでも格納庫の入札は遅くはないんじゃないか。順番からしてですよ。もしこれがきょう可決にならなかった場合、どうなんですか。入札無効にするんですか、この格納庫の。理屈からいくとそうじゃないかなと思うんですが、その辺のことを聞いたんです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 格納庫の建設工事については、町の直接の工事ということでございますので、たまたまこれは議決事件の金額に満たなかったと。大体400万円ぐらいの事業費だったと記憶してございますので、復興の工期も考えて発注したわけでございます。当然25年度の事業ですから、基本的には繰越事業は例外中の例外でございますので、復興交付金も充てているという観点から、当然年度内に全て竣工する期間を持って工事を進めなければいけないというわけでございます。

卵と鶏、どちらが先かという話でもございますけれども、制度の創設は制度の創設、こういう機器と倉庫等の準備については、また別問題として捉えてございますので、そこら辺の整合性がとれる状態であれば、当然制度創設を先にやるべきでないかなとは考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 1年でいいかと言われると困ってしまうんですが、制度上は継続的に営農するという前提でございますので、1年ではまずいのかなと。ただ、原形復旧事業の中での農地利用については、最低でも3年はやってくださいということで3年という数字が示されておりますが、復興交付金では機械の耐用年数もあるものですから、少なくともその間は縛られることになります。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 制度の創設についてはいいのですが、その入札をしたことを聞いているんです。11月29日に。きょうのこの128号、これから出るわけですけども、128号になったらまたやりましょう、じゃ。それを聞いているんです。128号、これが可決にならないときにはこの入札した建物はどうなるんですかということを知っているの。無効になるんですかということ、この入札が。それを聞いているんですよ。もっと後でもいいんじゃないかということを知っているんです。後で、128号についてはまた聞きます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 工事については、既に発注済みでございますので、完成後この条例がもし可決されなかった場合、貸し付けはできないわけでございますから町の施設として保有していく形をとらざるを得ないと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第120号の議事を続けます。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 議案第120号だね、今やっているのは。これについて内容的には今いろいろ質疑の中で把握しているわけですけども、前者の中にもありましたが、行政報告の中で私も今いろいろな議事探したら行政報告の1ページでこの建物、格納庫ですか、これが契約がされると。これは行政報告のうちに指摘したほうがよかったのかなとも思いますが、行政報告で指摘するよりも議会のほうがいいなと感じているところでありまして、予算のとり方ですよ。年間予算でも補正予算でも、予算の計上には原則があるんですよ。それに私は反

しているんじゃないかなど。例えば、予算事前議決の原則。予算のないところでものを買えますか。これに反していませんか。予算事前議決の原則という原則があるんです。これは当初予算でも補正予算にもある。そして、いろいろざっと見たら今度の議案に載って、今度は補正に載っている。一体これはどっちが先なんだ。3つも4つもこの議案が絡んでいるのかなど。この資料になぜこういうふうにつきりしないものがあると思うんですけども、まず最初にこの補正予算。それによって本条例が制定されるのが順序かなど。その後に格納庫が必要だと、機械を買うことが議決、認めてもらえたので、それでは機械を入れる建物、露天に置かれないからこれは建物に入れる。普通どこでもそうじゃないかなと思うんですけども、買うか買わないかわからない。息子はおやじの許可がないのに車庫ばかり建てて、おやじから車は買ってやらないぞと言われれば、無駄になってしまう。例えばですけども、そんな内容に似かよったこの予算のような気がするわけでありませう。

これはそのような内容で、私はそうして聞けばまだ田の浦とちゃんとうたわれているんですね、ここには。この格納庫には。聞いてみると、まだまとまっているんだかまとまっていないんだか、これがはっきりしているのかしていないのか、曖昧だ。私も田の浦の農家の方々としょっちゅう会っていますからいろいろなことを聞いているんですけども、なかなか難しいと。やる人はほかの今農地の集約化、集積化がどんどん進んでいる時代でありまして、貸す人が無償だ。借りるのは。借りて、現在でも登米郡のほうでは中田、あの辺米川あたり相当多く何十町歩と借りてやっている人がそれぞれいるわけですけども、そのようにほかの方々の農地を無償で貸借をして、そしてやれるのであればこの際基盤整備もしてやれるのであれば、いいことだと思っているわけですが、なかなか難しいんだということも聞いております。よく聞いたら、俺は自分のものを耕そうと、7人組んでやるんだとそういう方々が出てきはしないかと。そういう方たちにもこういうふうはこの条例が当てはまるのかどうかです。出てくると思いますよ。5反歩ずつの人が10人集まれば5町歩だ。そうではなく町からもらって、そういうことを趣旨にしているのか。一体この条例の趣旨は何なのか。

それから、今いろいろ3点ほど質問しているが、まず予算なんていうのは、なにどうせ議会は認めるから先に契約してしまえと。そういうのが見えるんです。そうなったら議員も議決も要らないんじゃないですか。勝手にやればいい。そのための議会なんです。そのようなものを指摘するための議会なんです。予算事前議決の原則、それらについてどう思いますか、課長は。そして、なぜそのようなことをやる必要があるのか。ちゃんと補正予算が議決された後でなぜだめなのか。これは、もちろん議決さえしていれば議決の要らない金額ですから、

面積と財産の取得も条例で定まっているんです。幾ら以上は議会の議決が必要か。あるいは、工事は何千万円以上が議会の議決が必要か。そうでないものは、町長が勝手にというわけではないですけども、係の資料によって説明によって町長は町長室で判こを押せばいいわけだから。そのようなことがちょっと、何遍も言うようですけどもおかしいですよ、このやり方は。そう思いませんか。何も頑張る必要はないから。今、私たち議会が私一人意見のようですけども、そうじゃないんですよ。議会は合議体ですから、みんなの意見、町民の意見ですよ、ひいては。こんなことを町民がわかったら、何やってんだと、こうなるんじゃないですか。ついでだから言いますけれども、我々の報酬もあなた方の給料もみんな町民からいただいているものですよ。何も交付税からいただいているものでもない。そういうふうになるんです。だから、慎重にやってもらいたいと。今の内容についてご説明を願いたい。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、予算の関連でございます。原理原則論は9番議員のご指摘のとおりでございます。今回田の浦地区の格納庫とそれに付随する農機具の購入予算、工事請負費と備品購入の関係でございますけれども、この予算については、9月の補正予算でご提案申し上げまして既にご決定いただいている内容でございます。この予算に基づきまして、今回ご提案申し上げているということでございますので、その部分については、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 国の趣旨といたしましては、被災した農家の方々に組合をつくれればという前提でありますので、議員が仮にということでは例えられたように、例えば離れた地域の人たちが1つの機械利用組合をつくって、一定程度のまとまりのある面積を集めて営農するということが現実的に可能であれば、申請を拒むものではないだろうと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） そうすると、この格納庫の予算は議決されているんだということですね。前の予算で。それは間違いないね。そういうことが当たり前。それであれば。何かそれじゃないように感じたものだから、今言っているの。いつの議会で。（「9月です」の声あり）9月ね。そうすると、農地の関係については、それでも5人で5町歩でも10人で5町歩でも町ではこの条例が適用になるという解釈でいいわけですね。まずもっては、わかりましたことにします。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

この交付金の申請の期限というのはあるのでしょうか。それから、どれぐらいのお金がこの交付金に使えるのかということをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 27年度まで、被災して5年間ということが原則になっておりまして、金額は単純に幾らというものではありませんで、被災された金額の中で今後町が新しい農業を考えていく計画の中において、国との協議によって決定されるという捉え方です。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それから、対象団体とありますけれども、この団体の要件、先ほど組合ということでしたけれども、要件とそれから個人で何とかならないかというお話もあるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 町が100%で取得といいますか、町の財産として貸し付けるものですから、個人個人の方が1人ずつというものに応えるものとはやはり違って来るだろう。別な制度として生産対策交付金という制度がありまして、2分の1ではあるんですが、なるべく個人の場合にはその制度を有効に使おうということで町としては考えていまして、こちらは地域的なまとまりであるとかそういった公益性のある団体を育成して機械利用組合をつくって、そして地域的に営農展開をしていく、そういった事業として捉えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） というと、具体的にその団体の人数ですね。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 地域の中で取り組む組織ですから、人数に何人という制限は設けておりません。地域の中で一定程度の面積をまとめて、地域の農地を皆まとめて、それで営農する組織をつくっていただければ結構です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第121号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第121号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、南三陸町平成の森について当該施設を管理する指定管理者を議会の議決を経て指定するものであります。内容といたしましては、太平ビルサービス株式会社を指定管理者として来年4月1日から5年間指定するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、私から初めて議員さんになられた方もいらっしゃるということで、この管理者制度の部分につきまして簡単に説明をいたし、その後主管課から業者の詳細について説明をさせていただきます。

次の122号にも関連がございますけれども、この制度につきましてですが、民間の事業者などに公の施設の管理運営を委ねるというものでございまして、平成15年度、10年前です、自治法が改正されたものでございます。公の施設の代表なものとしていたしましては、文化体育施設あるいは観光施設などがあります。こうした施設の運営に民間のノウハウを活用することで、サービスの向上や経費の削減を図るというものでございます。現在、町内には15の公の施設がございます。そのうち9つの施設について、7事業者に指定管理をお願いしております。

す。今回、平成の森と次号のスポーツ交流村が平成25年度をもってその指定期間が満了となります。指定管理を決めるためには議決が必要でございますので、本日上程をさせていただいたものであります。

引き続き、生涯学習課長から事業者の内容について説明をいたします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） それでは、南三陸町平成の森の指定管理者の指定について説明いたします。

議案参考資料の46ページをお開きいただきたいと思います。

ここに概要は書いてございますが、本議案は現南三陸町平成の森指定管理契約が平成26年3月31日をもって終了することから、新たに指定管理者を指定する必要があるため提案するものであります。指定に当たっては、地方自治法244条の2に規定される条項に基づき南三陸町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等により行うもので、指定管理者の募集方法、指定の申請、候補者の選定、議会の議決を得て指定を行うものであります。

募集につきましては公募とし、応募団体は太平ビルサービス株式会社1社のみでありました。申請は10月31日に行われ、11月20日開催の南三陸町公の施設指定管理者審査委員会において審査し、震災時の対応、震災後の施設の維持管理、運営及び申請による提案等が募集要項と審査基準に照らして適合しておりまして、候補者として選定し提案するものであります。

指定管理者が行う主な業務は、南三陸町平成の森の利用の許可及び施設の維持管理業務でございます。

指定管理者となる団体の名称、代表者及び主たる事務所の所在地は、太平ビルサービス株式会社、代表取締役狩野伸彌、東京都新宿区西新宿六丁目22番1号であります。

指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間であります。

募集要項により指定管理料の提案価格につきましては、過去5年間の指定管理料の合計額を提案額としております。26年から5カ年の合計額は、前5年の99%の額でございます。議決をいただければ、今後基本協定を締結し、これに基づき年度協定により指定管理料を決定いたします。

なお、今回提案する指定管理者は、現在の指定管理者でございます。

一応、本施設は平成8年にオープンをいたしまして、17億円ほどかけて整備し補助機材等がうち11億円ほどでございます。本年度災害復旧事業によりまして、4,000万円ほどをかけた整備して8月に完全に復旧してございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この121、あるいは次に出てきます122の指定管理者制度の指定についての議会の議決ということでありまして、これまでもこの業者さん、管理をして実績のある業者さんでもありますし、また私たちもたまにではありますが、お邪魔をして、あるいは利用させていただいて、大変すばらしい運営、経営をしているなということで感謝をしている面も多々あるわけでありまして。

私は今手を挙げましたのは、業者さんがいいとか悪いとかじゃなく、けさの河北新聞、皆さんもごらんになったかと思うんですが、山形市の指定管理についての議会の議決とといいますか追認とといいますか、記事が掲載されておりまして、我々議決する側も慎重にしなければならないなという感じを受けたわけで今質問しているわけでありまして、るる担当課長から本日の提案までの説明がなされまして、大部分は把握はしたわけでありまして、その審査委員会の中身なんですけど、例えばその評価をする点数とかさまざまあると思うんですが、それは具体的にここの評価審査委員会の内容というものは公表できないものなのかどうか。その辺が記事でたたかれるとか言われているもので、そういうことも私たちもチェック機関として果たしていかなければならないのかなという感じをいたしておりますので、公表を前提にするといいますか、情報公開という観点からもそういったもろもろの審査をした経緯についての内容等もお示しできるのかどうなのか、我々に。その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 新聞の記事内容につきましては、議員皆様けさごらんになって、なるほどなということだと思います。

合併前から当町の指定管理の議決のあり方について振り返ってみますと、事前の審査委員会の審査結果を議会の前に公表してきたかどうかという部分については、町のそういう規定があるかどうか、実はその資料が流出をしておるため確認ができていなかったところがあります。記憶をたどれば、恐らく事前の資料配付はしていなかったのではないかと考えております。その都度、口頭によって説明をいただきながらご理解をいただいていたと思っております。

今回、学習課長が申し上げましたようにいずれの施設とも1社のみの公募でありました。そ

の1社につきましては、これまでの震災対応も含めて三浦議員がおっしゃるとおり大変すばらしい業者であると。過日の審査委員会においても、同様の意見が付されたところであります。評価点数といいますか、評価結果の資料の配付ということについてなんですけれども、山形市の事例などを見ながら私も思っていたんですけれども、スムーズな議事審理をする上で、たとえ公募したのが1社であっても、やはり資料は皆さんにごらんをいただいたほうがいいのかなと思っておりましたので、後刻担当に指示をいたしまして本日中にお渡しできるように指示をいたします。そういうことです。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 課長、やはり必要があるのではないかとということで資料を提出するということがわかったんですが、問題はいつ提出するかなんですね、そうなりますと。今ここで議決をするに当たって、その資料というものも議決をする判断材料に私は必要性が大いにあるという解釈でいますので、できればこの議決をする前にやっぱり提出すべきであると私は考えます。後で出されても、確認みたいな感じなんです。やはり提出するのであれば、議決前に出して、こういう状態でこういう評価をしたものですから議決をお願いしますというのが手順であって、後でということはこれはなかなか当てはまらないのかなという感じがいたします。その辺、どのように思いますか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 審査委員会の結果資料をワンペーパーですぐまとめられるような状況になっているかの確認も含めて、できればお昼休み休憩を挟んで早い時間でお出ししたいと思いますので、よろしくお取り計らい願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議長、お聞きのとおりであります。お昼休み時間があれば提出できるというのでありますから、この議案につきましては、その資料が提出になって我々に判断する時間を与えていただきたいと思いますので、ここでお昼なりあるいは休憩の動議といいますか、したほうがいいと思いますので。

○議長（星 喜美男君） それでは、ここで、昼食のための休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番佐藤宣明議員が退席しております。

議案第121号の議事を続けます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、ただいま1枚ものの資料をお渡しいたしましたので、概要について説明をさせていただきます。

審査委員会の結果概要ということで、スポーツ交流村、それから平成の森両方の施設の評価の内容でございます。評価項目でございますが、平等利用、それから利便性と続きまして、一番下、その他まで7項目にわたってご意見を頂戴いたしました。その内容については、記載のとおりでございます。なお、合計得点ということで平成の森、右側ですが76.67、それから交流村につきましては77.33という評価の点数でございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 質疑ございますか。6 番今野雄紀君。

○6 番（今野雄紀君） 6 番今野です。

1 件、職員についてなんですけれども、これでは仙台支店1,200名とありますけれども、実はこの指定管理を導入するときに地元雇用ということで、皆さん各議員さんいろいろあれしたんですけれども、それで前回指定になったときに地元雇用として正規雇用の人が何人ぐらいいいて、非正規雇用がいたかということが1点。今回の現在地元雇用の職員というか働いている人が、正規の職員が何人いて、非正規が何人かというそこをまず1点お伺いしたいと思います。

あと今回施設利用によって、この5年間で民間での運営で収益のようなものは出たのかどうか。その2点をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 私から収益関係なんですけど、平成の森につきましては、宿泊関係が宿泊、食事代が24年度ですけれども3,000万円ほどの収入といたしますか、それから経費とかなんかは当然引かれるわけですけれども、そういう形の収益がございます。それで、収支としては、24年度で1,300万円ほどの黒字といたしますかそういうことになっております。

職員といたしますか従業員の関係は、現在所長が1人とそれから太平ビルサービスの職員が事務関係が2名と施設関係が1名という4名体制でやっているわけですけれども、そのいろいろな委託関係ですね。野球場の芝の管理とか植木とかあるいは清掃関係ということで、正職員ではありませんけれども、ほとんどがパートの方は地元の方を採用しているという状況で

す。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 質問なんですけれども、5年前に始まる時に何人ぐらいいたのかというところがちょっと漏れているんですけれども。それで、今の答弁ですと所長と職員、事務の方2名とあと管理する人が1名で、間接的にはいろいろな球場の管理とかいろいろあるというんですけれども、その間接的な雇用の面も大体延べでも何でもいいんですけれども、お知らせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 指定管理前に直営でやっていたときはという話ですか。人員的にはそんなに変わりはないと思います。今回の指定管理で一応仮設とか使われない施設もかなりはありますけれども、総額的には平成の森は22年度から指定管理しているわけですが、総額的には人件費含めた管理費では金額的にはそんなに変わっていませんので、人員的にもそんなに大きな差といいますか、はないと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 何か言っている答弁ちょっとわからないんですけれども、私がお聞きしたいのは、例えば先ほど答弁あった所長、職員、管理の人のうちで、それでは地元の方がいるかどうか。そこだけお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 所長と事務の方は町内です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

先ほどこの資料をいただきまして、今日を通していただいておりますが、この資料から見る限り、審査委員会の資料です。大体スポーツ交流村も平成の森の委託内容も同じようではありますが、違うのは管理体制の安定性という項目の中で指定管理実績ですね。今の議案ですね。これが、相当実績があるように見受けられるわけでございます。この2つを1社に絞って委託料を削減という考え方にはならないのかなと思って見ておったんですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） では、私からお答えさせていただきます。

大変難しいご質問なんですけど、まずこの両者それぞれの指定管理の実績状況については、恐

らく会社の業態とかあるいは専門性などによってこういう差が出ているのかなと思います。特に、平成の森につきましては、食事の機能もございますので、そういったことで引き受け実績が多いのかなと思います。

それから、2つの会社を1つにしてコスト削減というお話なんですけれども、そのような形がないとは限らないんですが、ただ両施設、スポーツ施設ではあるんですけれども、基本的に公の施設の設置目的というのは同じなんです、機能そのものが若干異なるということなので、やはり炊事機能あるいは宿泊対応機能をとれる業者さんをお願いをするというのが一番スムーズなやり方だと思いますし、それからコストをもっと下げられるのかもわかりませんが、コストにばかり気を遣っていくと逆にサービスが低下にならないのかなとちょっと素朴に思ったものですから、余りコストの部分については意識をしなくても当分の間この太平ビルさんに安心してお任せできるのではないかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今課長の答弁、確かにコスト削減にだけ考えを持っていくと、中身が薄くなるんじゃないかという懸念は、私もしていたわけでありましたが、もともと指定管理制度、これは町がやるよりも頼んだほうが安いと、要因はコストから来ているわけですよ。ですから、中身も薄くならないようにコストもどンドンと下げていくのが最良ではないのかなとそう思ったわけでありまして、この審査委員会の内容を見ていますとどちらも優劣つけがたい内容でありますので、これがもう1社で指定管理の内容が補えるといいますか任せられるのであれば、やはりそちらにもある程度今後考えを持って行って見るべきではないのかなとそう思ったものです。これから考えていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 資料を頂戴いたしまして大変参考にしておるところであります。

今回この2つの指定管理の議案でありまして、1つは今平成の森が最初に出てきているわけです。先ほども申し上げましたようにこれまでの管理体制、会社のあり方、特にあそこでお働きになっている方々、要するに職員のお客さんに対する対応等は大変すばらしいものがあるなど行くたびに關心をしているところでありまして、これからもまた同じような対応をしていただきたいなという気持ちであります。

この審査委員会で1社しか申し込みがなかったということでありまして、この合計得点率が掲載されておりました、審査会の何点以上でなければ合格点といいますか、何%以上、いろいろ各項目にわたっての評価が出て、その率を合計したものがこの77とか76になってきてい

と思うんですけども、通常基準といいますか何%以上が合格点になっておるのか。

それから、できればこの項目ごとのパーセンテージ、審査する項目がありますね。この項目ごとの点数がどうなっているのか。合計が今出されていますけれども、各項目によつての裏づけです。77とか76の裏づけがどうなっているのか。そういったこともお知らせできれば。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 基準点数につきましては、60ポイントと下限が決まっております。これは、これまでの指定管理の審査の中でも60ポイントという水準を1つの目安として決められてまいりました。

それから、各項目ごとの点数ということでございますので、ちょっと朗読をさせていただきます。

平成の森の部分でございますが、平等利用というところにつきましては76.67、次の利便性ですが77.22、3番目、施設利用の効果76.67、次、管理経費の縮減が76.67、それから管理体制の安定性75.56、個人情報77.78、その他は5つ、6つ項目ございますが、その他1本ということで77.78という加点状況でございました。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、スポーツ交流村につきましても、項目ごとの数字を朗読させていただきます。

平等利用の確保につきましては76.67、2番目の利便性ですが77.22、それから3番目、施設利用の効果78.33、管理経費77.22、管理体制の安定性78.33、個人情報75.56、最後その他73.33でございました。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 詳細といいますかごく一部の内容でありますね。本来はどういった提案といいますか、この申し込みする際のこれはあくまでも評価するときの基準であって、どういった内容の申請があったかということをしてできればわかりたかったわけです。それが透明性といいますか、情報公開の原理ということになるわけでありまして、これは今すぐどうのこうのではありません。どういった申請がなされたのかという内容につきましても、それは後日で構いませんので提示していただければと思います。また、そのときにこの審査委員の名簿といいますか、どういった方々が審査に携わっておるのか。それも含めましてそれも後日でよろしいですから、一緒にそれを提出していただければと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

この指定管理をする場合に、先ほどからお話ありましたように経費削減というのは1つの目的だと思うんですけども、その際にどうしても人件費の削減ということがやられることが多いんですけども、職員の給与水準はどのような、例えばこれは町でお願いをするわけですから町職員と比較した場合、どのような水準でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 職員が直営でやった場合、あるいはそれと比較して指定管理の場合ということで、人件費に特化したお尋ねなんですけど、当然直営の場合にどの職員が、それから何名配置になるかによって全く人権費という部分が変わってまいりますので、一概に職員直営と比べた場合と民間で比べた場合に人件費で1,000万円違うとか2,000万円違うということとはなかなか難しいとは思いますが、ただ今人件費というお尋ねですが、このビルメンテナンスというのは、例えば電気保安業務とかそれから合併浄化槽の保守点検など、本来直営でやるとその部分に対して改めて500万円とか300万円とかというお金が必要になるものが、こういった業者がやることによって自前でやれるわけですので、そういった見えないコストメリットという部分もありますので、なかなか直営でやった場合にどれぐらいの削減かというのは、数値としてはお答えできかねます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 経費削減というよりは、職員の給与水準についてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） それぞれの会社によって違うと言えは違うんですけども、ちょっとここに指定管理する前と指定管理後の比較したものがああるんですけども、おおむね50%ぐらいなっているので、給与水準等につきましてもおおむね半分ぐらいになっているという感じでないかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 例えば町職員の半分ぐらいということでしょうか。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 反対討論ではなく賛成討論なんですけれども、反対討論ある方、お願い

します。

○議長（星 喜美男君） まず、本案に対し反対討論の発言を許します。（「なし」の声あり）
次に、賛成討論の発言を許します。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

ただいま上程になっている議案第121号につきましては、震災後、あそこは避難所になりました。たしか600人からの避難の町民が入りました。その際に大変お世話になりました。所長さん初め、何でも使っていいから利潤を度外視しまして使わせていただいた経緯があります。そして、またさらにそれが終わりました、レストランに支所機能も持たせていただきました。その際にも、所長さん初め皆さんに大変助けていただいて乗り切ってきた経緯がございますので、この案については賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論はありますか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第122号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第122号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、南三陸町スポーツ交流村について、当該施設を管理する指定管理者を議会の議決を経て指定するものであります。内容といたしましては、陽光セントラル共同企業体を指定管理者として来年4月1日から5年間指定するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決

定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） それでは、南三陸町スポーツ交流村の指定管理者の指定について説明をいたします。

議案参考資料47ページをごらんいただきたいと思います。

本議案は、現南三陸町スポーツ交流村指定管理契約が平成26年3月31日をもって終了することから、新たに指定管理を指定する必要があるため提案するものでございます。指定に当たっては、地方自治法244条の2に規定される条項に基づき南三陸町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等により行うものでございます。指定管理者の募集方法、指定の申請、候補者の選定、議会の議決を得て指定を行うものでございます。

募集については公募とし、応募団体は陽光セントラル共同企業体のみでございました。申請は10月31日、11月20日開催の南三陸町公の施設指定管理者審査委員会で審査し、震災時の対応、震災後の施設の維持管理、運営等及び申請による提案等が募集要項審査基準に照らして適合していることから、候補者として選定し提案するものでございます。

指定管理者が行う主な業務は、南三陸町スポーツ交流村の利用の許可及び施設の維持管理でございます。

指定管理者となる団体の名称、代表者及び主たる事務所の所在地は、陽光セントラル共同企業体、代表者は陽光ビルサービル（株）、代表取締役藤田昌彦、仙台市青葉区上杉二丁目3番7号でございます。

指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

募集要項により指定管理料の提案価格につきましては、過去5年間の指定管理料の合計額を提案額としておりますが、過去5年の98%でございます。議決をいただければ、今後基本協定を締結し、これに基づき年度協定により指定管理料を決定いたします。

なお、今回提案する指定管理者は、現在の指定管理者でございます。

本施設は、平成10年にオープンいたしまして31億円ほどの事業費で、うち補助起債は28億円ほどでございます。災害復旧事業により今年度復旧をいたしまして、10月に完成しております。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

この交流村を指定管理する際に、この会社、陽光ビルサービスとセントラルスポーツということで、何か仙台の近郊で温水プールなどの管理を得意にしていたということを記憶しているんですけども、今回継続するに当たって何らかの形で当町の管理先になるのか、温水プール等の町内の設置は検討できないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） この企業が当時やっていたかという部分についてはちょっと記憶がございませんが、今後の温水プールの可能性ということなんですけれども、現段階で当課では公共施設の再編とそれから復興のリストの中には温水プールは入れてございません。いずれ町民が戻って最終的に人口がどれぐらいになるのかわかりませんが、その時々々の行政需要に応じて温水プールが必要だということになれば、また財源の問題も含めて検討をしなければならないとは思いますが、今の段階では設置する予定はございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長から人口がどれぐらい戻ればという答弁ありましたけれども、実際どれぐらい戻ればいいのか、簡単な数字でよろしいですので教えていただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 言葉としてそのような表現をいたしました。具体的に何人という数字は持ってございません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第122号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第123号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第123号工事請負契約の締結についてを議題といたし

ます。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第123号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した葦の浜漁港、稲淵漁港、館浜漁港、寄木漁港の防波堤、護岸等の復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第123号工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

議案関係説明資料の48ページをお開き願いたいと思います。

工事名は、平成25年度葦の浜漁港外3港防波堤護岸船揚場復旧工事になります。

本工事は、稲淵漁港、館浜漁港、寄木漁港、葦の浜漁港の防波堤などの被災した16施設、1,527メートルほどを復旧するものでございます。

入札状況につきましては、記載のとおりでございます。

工期は、本契約締結の翌日から平成28年2月28日までとしております。

次の49ページをお開き願いたいと思います。

稲淵漁港の平面図になります。赤く着色している部分が、今回の工事箇所でございます。工事は、防波堤2カ所、合わせまして427メートルを復旧するものであります。各防波堤の復旧延長につきましては、図面の記載のとおりであります。防波堤の復旧は、震災による地盤沈下相当高をかさ上げし、流出した根固めブロックを復旧し堤体の安定を図るものでございます。

各復旧断面につきましては、50ページ、51ページに記載をしております。

赤く着色した部分が、今回の工事する箇所でございます。

次に、52ページをお開き願いたいと思います。

館浜漁港の平面図でございます。工事は、防波堤1カ所、船揚場1カ所、護岸工2カ所、道路1カ所の計5カ所でございます。合わせまして591メートルほどの施工になります。防波堤は、船揚場、道路につきましては、震災による地盤沈下量に相当する高さをかさ上げするものであります。護岸につきましては、1メートル腹づけし、その後に沈下量相当高をかさ上げするものでございます。各施設の延長につきましては、図面をごらんになっていただきたいと思ひます。

それから、52ページから57ページまで、それぞれ復旧の標準断面図を載せてございます。

次に、58ページをお開き願ひたいと思ひます。

寄木漁港の平面図になります。工事は、防波堤1カ所、船揚場2カ所、護岸工2カ所、消波工1カ所の計6カ所、252メートルほどの復旧になります。防波堤につきましては、先端の7.4メートルが津波により移動しているため、撤去した後に原形復旧をいたします。残りの122メートルにつきましては、沈下量の相当高をかさ上げし、根固めブロックを復旧し堤体の安定を図ります。船揚場、護岸についてはかさ上げ、それから消波工につきましては全て流出をしておりますので、消波ブロックを作成し現地に据えつけをいたします。

これにつきましても、復旧断面は59ページから63ページにありますので、ごらんになっていただきたいと思ひます。

次に、64ページをお開き願ひたいと思ひます。

菰の浜漁港の平面図になります。工事につきましては、防波堤2カ所、船揚場2カ所、物揚場1カ所の5カ所、合わせまして280メートルほどの施工になります。西田防波堤につきましては、先端部分の6.3メートルが移動しておりますので、ここにつきましては撤去後に原形復旧、それ以外の施設につきましては全てかさ上げをして復旧するものでございます。

各施設の復旧断面につきましては、65ページから69ページに記載をしておりますので、ごらん願ひたいと思ひます。

以上で、説明を終わらせていただきますけれども、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第124号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第124号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

佐藤正明議員より退席の申し出がありますので、これを許可します。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第124号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した荒砥漁港、細浦漁港、清水漁港、平磯漁港の防波堤、護岸等の復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第124号工事請負契約の締結について説明いたします。

議案関係説明資料の71ページをお開き願いたいと思います。

工事名は、平成25年度荒砥漁港外3漁港防波堤船揚場等復旧工事になります。

本工事は、荒砥漁港、細浦漁港、清水漁港、平磯漁港の防波堤、船揚場等合わせて16施設、1,814メートルほどを復旧するものです。

入札状況につきましては、記載のとおりでございます。

工期につきましては、本契約締結日の翌日から平成28年2月28日としております。

72ページをお開き願いたいと思います。

荒砥漁港の平面図になります。これにつきましても、工事箇所は、赤く着色している箇所になります。工事は、防波堤2カ所、船揚場2カ所、護岸2カ所、合わせて6カ所、461メートルほどを復旧するものでございます。各施設の復旧は、地盤沈下量に相当する高さをかさ上げすることになります。各施設の復旧延長は、記載のとおりでございます。

73ページから78ページまでそれぞれ復旧断面を記載しておりますので、ごらんになっていただきたいと思ひます。

次に、79ページをお開き願ひたいと思ひます。

細浦漁港の平面図になります。工事は、物揚場1カ所、船揚場1カ所、道路1カ所の計3カ所、224メートルを復旧するものでございます。各施設の復旧は、地盤沈下相当量にする高さをかさ上げするものでございます。各施設の復旧延長は、記載のとおりでございます。

復旧断面につきましては、80ページから82ページに記載をしておりますので、それぞれご確認をお願いしたいと思ひます。

83ページをお開き願ひたいと思ひます。

清水漁港の平面図になります。工事は、防波堤2カ所、船揚場1カ所、導流堤1カ所、道路1カ所の計5カ所、合わせまして523メートルほどを復旧するものでございます。各施設とも地盤沈下量に相当する高さをかさ上げするものでございます。各施設の復旧延長は、記載のとおりになっております。

復旧断面は84ページから88ページに記載をしておりますので、ご確認をお願いしたいと思ひます。

それから、89ページをお開き願ひたいと思ひます。

平磯漁港の平面図になります。工事につきましては、防波堤2カ所、消波工2カ所、栈橋1カ所の計5所、489.4メートルの復旧になります。防波堤の復旧につきましては、堤体の安定を図るため70センチから1メートル腹づけし、その後にかさ上げを行います。残りの施設につきましては、かさ上げのみの施工となっております。

90ページから94ページまで標準断面図を記載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思ひます。

以上で、細部説明を終わらせていただきますけれども、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番高橋兼次君。

- 7番（高橋兼次君） 1点だけ。船揚場あるいは防波堤の工事ではありますが、この漁港を見渡すと防波堤の先端部分が割と決壊とといいますか、崩れているところが多いわけなんです、今後復旧する際も同じようなやり方をするのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。
- 議長（星 喜美男君） 建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） 今回あくまで災害復旧でございますので、原形復旧ということで従前の形になります。
- 議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。
- 7番（高橋兼次君） 形ではなくて強度です。強度。強度が従来と同じような、例えば先端ではなくて根元とかあるいは中央とかそういう同じような強度でやるのかということを知っているんです。
- 議長（星 喜美男君） 建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） 強度的には従前のいずれ同じようにつくりますので、強度的には同じだと判断しております。
- 議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。
- 7番（高橋兼次君） 今回原形復旧する際、原形があるにもかかわらず、これではもてない。もてないので肉盛りすると。肉盛りするということは原形復旧ではないんですね。原形から違っているわけです。原形から違った整備する、復旧するということは、要は根本にもてないと。せっかく予算を使って復旧してももてないから、原形を崩して強度を出すんだというやり方なんです。であれば、先端が崩れているからこれはもてないんです。残っているよりも崩れているんだから、もてないことは明らかなんです。これも同じような強度的とかそういう設計でやるのかということを知っているんです。できれば、もう少しもてるような、先端ですから恐らく波の力というものも加わることが大きいかなとは思いますが、そのような内容の考え方の中で原形復旧をやっているわけだから、明らかに崩れていくところはそれなりのやはり対応が必要ではないのかと。そういうことでありますので、もう一回お願いします。
- 議長（星 喜美男君） 建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） 今回の復旧に当たりますは、当然かさ上げをするので構造物が高くなるということで、ものによっては幅を広げないと安定を保てないということが生じております。そういうところにつきましては、1メートルかさ上げをしていると。それで、防波堤の考え方ですけども、あくまでも通常のしけを対象としております。今回想定外の津波

が来て先端部が移動しておりますが、防波堤の復旧に当たりまして、津波の影響というのは特に考慮はしないことになっておりますので、あくまで高潮なり通常の台風時における波浪をしっかり守るという観点から原形復旧という言葉を使わせていただいております。それぞれ腹づけしない部分につきましては、再度計算したところ腹づけをしなくてもそういう状態でももつと。それで、腹づけするところにつきましては、腹づけをしないともたないという判断が出ましたので、腹づけをしているというそういう使い分けをしております。基本は、あくまで原形復旧が原則でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 前議案もそうでありましたけれども、この工期なんですね、工期。一括して発注して規模も大きくなったと。規模が大きいからこそJVを組ませて大規模な工事ができるということで来ているわけですが、もう少しこの工期、早まりませんか。今25年、26年、27年、28年。私以前にもお話ししたかと思うんですが、落札した業者に合わせて工期を決めるのかということなんですよ。もっと早くしてやはりこの1次産業、特にこの水産の振興という観点から考えた場合、もう1年ぐらい早まることはできないのかなという感じがするんですけれども。やっている中でまた材料が上がったりとか、人が足りなくなったとかでまた延びるんじゃないかという感じがそれでなくてもしているわけですよ。そういうことで、町長、この工期の設定の仕方なんですけれども、どうなんでしょうね。もう少し普通3年の工期なんてあり得ますかね。せいぜい1年とか1年半とかであれば、震災とかなんとかという理由があるでしょうけれども、そのために規模を大きくしてまた業者さんもJVを組んで、それだけの能力があってやれる能力があるということで入札執行して落札したわけですから。やっぱり3年の工期というのは、ちょっとあり得ないのではないかなと思うね。いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今ご意見をお聞きしながらまさしく思いは同じでございます。極力早い時期に完成をできるように業者の方々ともいろいろ相談をしながら、水産の再生をとにかく早くしなければいけないというのは、南三陸町の本当に最重要課題でございますので、その辺の思いを受けとめながら我々としてもしっかりと業者の皆さんとお話をしていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 町長、今の話は町長も私も同じだと思うんです、思いは。早くするとい

う。それは、入札執行する前に話をしてやってもらいたいですよ。このように決めてしまうと、業者さんは、私が業者だったら、なにこのままで終わればいいんだという認識になってしまう。仕事ですから。その間は別なところをやりましょうと。まだまだあるからと。これは人情的なことになるわけですから、今の町長の発言は入札執行前に、そしてここは28年ではなく27年度かあるいは26年度か、そうすると業者さんも一生懸命やらなければならないということになるので、なに、町長がそう思っても課長が言うことを聞かないのですか。そんなことはないでしょう。町長は26年度中に終わらせろと言っても課長が言うこと聞かないで、最近課長さんたち偉くなって町長の言うことを聞かなくなってしまう。最近、どの課長も。そういうことのないように、なるべく何ぼでも早く終わらせるように課長、ひとつ指導してくださいよ、業者さんに。あなたの言うこと何でも聞くようだから、業者も。よろしくやってください。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第125号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第125号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第125号工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した戸倉、藤浜地区に整備する防災集団移転促進事業用地

の造成工事に係る請負契約について契約金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第125号の細部説明をさせていただきます。

参考資料は特にございませませんが、議案関係参考資料の96ページに仮契約書を添付させていただいております。

契約の目的につきましては、防災集団移転促進事業、藤浜団地の造成工事でございます。

当初の契約金額に対しまして433万7,550円を減額するものでございます。

変更の理由でございますが、当初ボーリング調査結果に基づき設計で見込んでおりましたいわゆる吐出でございますが、やわらかな岩といういわゆる軟岩と呼びますが、軟岩を主体として設計を行っておりました。今回工事に当たりまして、その軟岩の範囲、ボリュームが想定より少なく、普通の掘削機械、いわゆるバックホーで施工可能な一般的なれき混じりの土に類する吐出がほとんどであるということが主な減額の要因でございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第125号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第126号 業務委託変更契約の締結について

日程第11 議案第127号 業務委託変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第126号業務委託変更契約の締結について、日程第11、

議案第127号業務委託変更契約の締結についてお諮りいたします。以上、本議案は関連がありますので一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本議案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1議案ごとに行います。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第126号及び第127号の2議案、業務委託変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した志津川市街地における志津川東地区津波復興拠点整備事業及び志津川復興拠点連絡道路等整備事業の実施に係る業務委託契約について、契約金額を変更する必要が生じたことから、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 議案第126号、第127号について一括して細部説明させていただきます。

議案参考資料にて説明させていただきます。議案参考資料97ページをお開き願います。

契約の目的は、志津川東地区津波復興拠点整備事業外業務委託に係る変更契約で、当初の契約金額に対し31億2,940万8,000円を増額し、契約額を73億3,698万円とするものです。

また、あわせまして業務の完了時期を平成28年3月31日としていたものを平成29年9月30日とするものです。

変更理由ですが、先月11月の臨時議会で本業務委託についてご承認をいただいた際にも、変更計画に基づく復興交付金の配分を待って増額変更することをご説明させていただきましたが、先月11月末付で復興庁より追加配分があったことから、事前にご説明させていただいたとおり契約金額の増額と完了期日の変更を行うものです。

変更内容ですが、資料右下の委託費内訳の赤枠に記載していますとおり、切り土136万立方メートル、以後立米と言わせていただきます。盛り土22万立米、発生土運搬114万立米とするほか、区画道路L=5.5キロメートル、外郭公園4カ所、上水道設置等を追加し一括して施工するものです。

なお、造成計画等は資料記載のとおりですが、記載しております造成戸数については、災害公営住宅の仮申し込み状況や今後再度実施する高台移転希望者の意向確認などを踏まえ、造成工事を進めながら見直しを図っていく予定でおります。

続きまして、議案第127号について説明させていただきます。

議案参考資料99ページ、お開き願います。

契約の目的は、志津川復興拠点連絡道路等整備事業外業務委託に係る変更契約で、当初の契約金額に対し13億1,112万円を増額し、契約額を31億4,679万6,000円とするものです。

また、あわせまして業務の完了時期を平成28年3月31日としていたものを平成29年9月30日とするものです。

変更理由ですが、先ほどの議案第126号と同様に復興交付金の追加の配分通知を受け、先月の臨時議会でもご説明させていただいたとおりに契約金額の増額と完了期日の変更を行うものです。

変更内容ですが、同じく資料右下の委託費内訳の赤枠に記載しておりますとおり擁壁工L=1.1キロ、舗装道路附帯工L=3.4キロメートルとするほか、復興拠点連絡道路の橋梁2橋を追加するものです。

以上が、議案第126号及び127号に係る細部説明となります。ご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 工事の量がふえれば額もふえるし交付金もふえるということになるわけですが、集団にしる災害公営にしる1日おくれることによって人口が減っていくわけなんですよね。この約1年ぐらいの工期延長になるんですかね。28年度から29年度ということになりますとね。これによって何人ぐらい人口減少しますか。その辺は考えておってこういう工期の延長ということも変更に入れているのかどうか。工事がふえれば面積がふえれば、当然工期が延びるのは当たり前だという考えでやられては困るということですよ。何とかそ

の期間内にやろうという、そういったこの独立行政法人都市再生機構ではそういった意気込みはないんですかね。担当課としてどう思いますか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、工期が1年程度延期になった理由ですけれども、これはさきの臨時議会の際にもご説明させていただいたんですが、当初29年度に別途契約、別発注で行う予定だった公園の整備事業とかのり面処理とか、上水道設置工事などの工事を今回の業務に一括して入れさせていただいたために、一番終わりの工期が29年度までかかってしまいますという説明を前回させていただいております。工期の短縮の件なんですけど、こちらにつきましては、UR、そして施工者のJVとも今話し合いをしております、最短であればこういう工法をとればここまで造成工事終わりますよ、または低地部のかさ上げ工事が終わりますよという工程を今検討しておりますので、必ずしもこの工期内までかかるというのはもちろん毛頭考えてはおりません、1日というよりはもう1カ月や数カ月単位でとにかく短縮できるような手法を今三者で検討させていただいております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 造成が終わったところから建設なりなんなり進めていくとわかっているんですけども、今課長の説明ですと契約の相手方とその相手方が契約を結んでいる業者さんとの三者での協議というお話ですけども、町は契約の相手方がお願いしている業者さんと直接話をするべきなのかなどなのか。あくまでもこれは契約相手ではないのかなと思うんですが、その辺、実際契約相手が重機も何もあるわけではないので、その土木の方とか建設の方に契約をしているんですけども、その辺の何といいますか区分けといいますか、かわり合いといいますか、どのようになっているんですかね。今回のこの契約、震災のどの地区でも都市機構とはやっているんですけども、その辺の町が業者さんと直接のかかわり合いはどうなるのか。その辺、どうなっているんですか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 済みません。説明のほう、誤解を招くような説明をしまして申し訳ございません。

正式には三者での協議というのは行えませんので、町はURに業務委託をしていますので、町とUR、その中にはURで今度発注、CMということで発注しますので、施工者の立場としてJVだったりという業者が同席するような形で打ち合わせは行わせていただいております。なので、町から直接CM業者だったりJVとやりとりするということは行っておりませ

ん。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

126号の議案についてなんですけれども、説明の中で私がちょっと見逃したのかわからないんですけども、増額が31億何がしという額になっていますけれども、この中身について、増額になった中身はこの説明資料のどの部分に係ってくるものなのか、もう一度ご説明お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 参考資料の97ページの右下に委託費内訳と記載させていただいています。その中で契約済みというのが既に契約させていただいている分の数量、切り土が92万立米、盛り土18万、発生土74万立米ということで当初約42億円で契約させていただいています。今回契約予定というのが、トータルで数字を記載しておりますが、この差額が増額になった分、または道路整備だったり公園だったり上水道設置というのは、今回新たにこの30億円の中に追加させていただいた数量となります。どうしても面整備になりますので、面的にここの部分がふえたという表記の仕方が非常にちょっとしづらかったので、数量だけで記載させていただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうしますと、今上水道事業も含まれているということだったんですけども、前はそこには含まれていなくて、今回上水道の部分も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。

それから、上水道が出ましたけれども、下水道についてはここは各家庭、合併浄化槽になるのでしょうか。お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 下水道に関しましては、議員おっしゃるとおり戸別で合併浄化槽ということで今考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうですね。下水も今までのように下水道システムをすると、高くメンテナンスとかいろいろな面で職員配置とかいろいろな経費がかかるもので、戸別の合併浄化槽だと経済的にも町としてはやりやすいかなと思いますので、ぜひそちらでお願い申し上げます。以上です。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第126号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第126号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第127号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時25分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第128号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第128号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第128号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した農家の営農再開を支援するため、復興交付金事業による被災地域農業復興総合支援事業を活用して購入することを目的とした農業機械等の取得に

ついて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 議案書は28ページとそれから参考資料は101ページをご参照願いたいと思います。

財産の取得につきまして、細部説明をさせていただきます。

本案は、東日本大震災により農業機械や農業用施設を流出して営農再開のすべを失った農家が営農再開を図るために生産組織を形成し、その団体に対して無償で必要な機械を貸し付けるために復興交付金メニューの被災地域農業復興総合支援事業を活用して、町が財産取得をするものでございます。

今回取得する農業機械につきましては、平成26年度春以降に農地の復旧が終わり、営農再開できる見込みのある地域に対し、機械利用組合の立ち上げにつきまして募集いたしましたところ、田の浦地域から応募があり、復興交付金への申請をし承認を得て今回購入するものでございます。

具体的な購入する機器につきましては、議案書の28ページ別紙のところに示させていただいたトラクター以降もみ搬送用コンテナまでのそれぞれの機械でございます。

実際に購入する金額につきましては1,183万3,500円、契約相手は農協ということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

2点伺いたいんですけども、今回田の浦地区が第1号みたいな形でお聞きしたんですけども、今後似たような事業がふえていくのかということが第1点なんですけれども、それでふえた場合に農業機械を事業所間で使い回し、結いというんですか、そういったことができるのかどうかを1点お伺いしたいと思います。

あともう1点なんですけれども、予定価格と入札結果の金額が大分安くなっているみたいなので、そのところをどういった原因で安く手にはいるようになったのかを教えてください。

たいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 機械の使い回しという表現でどこまで指すかはわかりませんが、原則的にはその地域その団体の中での利用と。ただ、農政の政策的には農地の集積とかあるいは受委託の推進とかそういったことで、なるべくできない方の営農を推進する目的がございますので、そういった趣旨の範囲の中で、機械を利用する地域の管理の中でできる範囲は一定程度町では認めていきたいと思っているところです。

金額につきましては、入札でございますのでそれぞれの事業者さんの努力の中で出てきた金額ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今説明受けたんですけれども、私が思うには農業機械とかですと、以前だと使う時期が皆さん一緒に各1台ずつ持っていたということを聞いていたんですけれども、今回こういった集団でとりあえずの復興ということですので、集中的にもし何か所かこういった事業を導入された場合に、その機械を何というか日にちをある程度決めて集中的に作業するという方法がいいんじゃないかと思ひまして、私そのような形で聞いたんですけれども、今後田の浦地区初め何か所か予定があるのかどうか。先ほど、何か農業に対して若干兼業で余りぱつとした話は聞こえなかったものですから、大切な農業ですのでこれからのこの事業を導入することによってどういう形になるのかお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 今回の場合、田の浦地域にとっての最小限必要な台数ということになっておりますので、議員おっしゃるとおり、地域の中で順繰りに機械のロスがないように無駄のないような形で営農に生かされていくものと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど121でしたか122でしたか、この議案の提出する時期とこの機械の格納庫の入札の時期というものには質問したわけですが、この格納庫の入札と今回の機械を購入する日にちが全く同じ日にやられているんですよね。11月29日。少なくともこの格納庫については、この機械の財産取得の議決が終わって、あしたにでもすぐに格納庫ということになるのが普通の行政執行のあり方なのかなと思うんですけれども、それでもやってしまったらどうし、今度はやってしまったことの理由づけを皆さん一生懸命考えているわけですよね、正当性を訴えるために。今回この財産取得ができなかった場合は、町の施設として維持

していくというお話でありましたけれども、目的外施設といいますか、そのときに国からの補助金は認められるんですかね。維持費が。だんだんにそうなるんです。理屈に理屈をつけていくと。だから、これからはやはりこういうことのないようにという答弁でもあれば、仕方ないなということにもなるけれども、なぜか意地になって反発というか理由づけしてきて、そうなるべくとこっちもなんだとこうなるわけだから、どうも我が町南三陸町は以前歌津の災害公営住宅、地権者からまだ了解ももらわないで造成の入札もした経緯もあるので、やり方がどうも不自然というか逆だというか。誰が考えても客観的な見方ですよ。客観的な見方としては正しくないのかな、好ましくないのかなというやり方なので、それで今質問しているので、その辺、どのようにお考えなのか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 入札も先にやってしまったということで、ある意味14番議員のご指摘のとおり、解釈のとおりだとは認識してございます。

ただ、今回物品の購入を後に回しているのは、やはりどうしても先に物を入れるところを整備していかなければ、それが前後してしまうと物を先に買ってしまって保管する場所がなくなるといったこともございまして、施設については町有の事業ということもございましたので、最初にやらせていただいた次第でございまして。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 本当にああ言えばこう言うというか、以前いましたね。オウム真理教の何ていいましたか忘れましたが。だから、先ほども言ったように造成と圃場整備、まだまだかかりますよ。何もせぐことないんですと思います、私は。来年の春ですから、使うのは。来年の春。4月あるいは5月になりますかね。ですから、そういうことでこれからは気をつけて、議会は何でもかんでもはいはいということであれば議会要らないわけですから。先ほども言ったように山形市の指定管理の件についても報道機関が見ている、このやり方は何だということ、我々もそれをチェック機関としてやっているわけですから、やっぱり執行部もその辺をよく考えて客観的なものの見方としてどれが正しいのか。適正なのかということも判断できているはずですから、できない方はここにいないわけですからそうしていただきたいと思います。副町長、あなたは今回大分だんまりかけているんですけども、あなたは入札執行ですからいかが考えですか。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 三浦議員のお話もごもっともということで理解してございますけれど

も、先ほどもまたお話ししますと言いついという形になりますからあれですけども、入札の時期は同じですし、格納庫の完成も3月20日、納品も3月20日と納期も定めた中でございまして、予算についてもセットでご承認いただいていたということで、仮定の話でこの財産の取得が認められなかったらという話でございすけれども、私どもは当然セットでございすし、事業の趣旨についても誠意を持って説明をさせていただいておりますので、議員の皆さんにはご理解いただける努力も説明上しておるわけでございすので、ぜひご理解をいただきたいと思ひます。そこの事務扱いについては、今、もし財産の取得がかなわなかった場合の施設の整備の分に係る補助金の扱いについては、どういう扱いになるのかちょっとはつきり申し上げられませんが、ぜひご決定をいただけるように重ねてお願い申し上げますし、今後も我々も努力はしてまいりたいと思ひます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） こういうやり方は何ていうんでしょうね。外掘りを固めて何というかあるんだけど、可決しなければならぬようなやり方をしてくるということは、これはいかなものかなということなんです。したくてもできない場合も出てくる、可決を。やり方によってはです。そこを言っているんです。順序が逆でないかとかその目的外使用、要するに財産取得にならない場合はその予算がどうなるかもわからないということですから、そんなやり方ありますか。あなた方は議会が必ず可決する。賛成賛成とやるだろうと、何やったって大丈夫だと。数の勝負だと。それが大間違いだということです。法律は数では曲がりません。法律は多数決では曲がりませんからね。終わります。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 私も前者と同じような考えを持っている。考えを持っているというよりも、通常は誰が考えてもこのような議案もこのようなものも私は余り見たこともない聞いたこともないような何ですけど、予算事前議決で、予算をとれば事前議決なしにそういう発注をしたような、そんないかなる今上げてしまったら私のほうが間違ったとか悪いとかそういうことは言いたくないから言わないでしょうけれども、そう思いませんか、普通で。私も先ほど何回も言ったから余り言いませんが、やっぱりこういうのはそのために議会があるんだから、私は議会軽視であると思ひます。答弁は要りません。あとはやめます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第128号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第129号 普通財産の貸付けについて

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第129号普通財産の貸付けについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第129号普通財産の貸付けについてご説明申し上げます。

本案は、南三陸道路志津川歌津間の工事に伴う町有地の使用貸借について国より協議があり、当該町有地を工事期間中、無償にして貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、議案第129号の細部説明をさせていただきます。

初めに、議案関係参考資料の107ページをごらんになっていただきたいと思います。

今回無償貸し付けに関してご協議する箇所でございますけれども、三陸自動車道沿線の仮称南三陸海岸インターチェンジから仮称歌津インターチェンジ間にかかる図面で青丸で囲んだ部分で大きく4カ所に分かれてございます。この場所につきましては、さきの9月の定例会において、三陸道の整備のためということで町有地の売り払いのご決定をいただいておりますけれども、その際ご説明申し上げた地点とほぼ同様の場所でございます。三陸道の道路敷きに隣接した部分でございます。

次の108ページをごらんいただきたいと思います

公図でございますけれども、この公図は立沢地区になりますが、場所的には9月の際にもご説明申し上げておりますけれども、新井田から清水方面に向かって国道45号が大きく右にカーブしているところがございます。そのちょうど左手奥にある山林でございます。大変見えにくくて恐縮でございますけれども、赤い線で示してある部分が三陸道整備用地でございます。青い斜線で囲んだ部分が今回三陸道に隣接している町有地でございます。黄緑色で囲まれた部分は、私有地でございます。今回国ではこの私有地についても無償で借り受けるということでございますので、道路事業の公共性、それと民間貸し付けへの平等性の観点から、今回町でも無償で国に対し貸し付けを行うものでございます。

恐れ入ります。参考資料の103ページにお戻りいただきます。

契約款でございますけれども、無償貸与は民法上の契約では使用貸借に当たりますので、今回国とは資料でお示しのとおり土地使用貸借契約を締結することになります。また、用途につきましては、三陸道の工事用地としておりますが、主に残土処理ということで土地の地形の形質の変更を可としてございます。貸し付け期間終了後は、更地にしてお返しいただくこととなります。

以下、参考資料の109ページは蛇王地区、110ページより111ページは歌津インターチェンジ付近の公図でございますので、ご参照いただきたいと思います。

では、続いて議案書の30ページをお開きください。

貸し付け地目は、山林と原野であります。今回貸し付けする面積ですが、合計で1万652.88平方メートル、約3,200坪になります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第129号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第130号 平成25年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第130号平成25年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第130号平成25年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、第7回復興交付金事業として計画書を提出した事業について、早期に事業推進を図るべく所要額を計上したほか、本年度における第1次整理予算として、現時点で整理調整が可能な予算について所要の措置を講じたものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、補正予算の細部説明を行わせていただきます。

初めに、2ページの議案部分をごらんいただきたいと思います。

ただいま局長が朗読いたしましたけれども、今回歳入歳出予算の総額に45億6,000万円ほど追加いたしまして、予算の総額を792億円台にするものでございます。

ちょうど昨年12月補正同時期と比較いたしますとマイナス26.1%、金額にして280億円ほど減額分となっております。また、この792億円の内訳になりますけれども、通常分と震災復興分に分けますと、通常分が9.4%、74億3,000万円ほどです。残りの90.6%、717億円が震災復興分になります。

では、次に債務負担行為の説明をいたします。

第2表をごらんください。6ページになります。

まず、追加と変更がございます。追加が4件ございます。1件目の子ども・子育て支援制度対応システム導入委託業務でございます。これは、保健福祉課長が先ほど説明申し上げましたけれども、平成24年に子ども・子育て関連の3法が成立いたしまして、この施行に向けて地方自治体においては一時的にシステムの導入が必要になってまいります。その経費を今回債務負

担として設定させていただきました。今年度の契約のみとなりまして、実質的な事業は、来年度に登場してまいります。限度額1,000万円として設定させていただきました。

次に、漁港災害復旧工事監督支援業務です。

漁港復旧工事が多数ございまして、これを同時に施工するために工事の監督支援業務を民間に3カ年度にわたり委託する業務になります。限度額2億円の設定でございますけれども、今年度は当初予算に2億1,000万円ほど計上してございますので、26年度、27年度それぞれ1億円ずつの予定ということで、限度額を2億円に設定させていただきました。

次の塩水取水施設整備調査設計委託業務でございます。

都市再生区画整理事業で水産業ゾーン、まち開きゾーンの早期の部分でございますけれども、その地域に水産加工場の集積を図るために既存の塩水取水施設整備から水産業ゾーンへ海水管を引き込むための施設の整備を図るものでございます。25年度、26年度の2カ年度ということで、限度額が630万円でございますけれども、25年度分については630万円、26年度630万円、同額ということで、来年度分の限度額として630万円を計上させていただきました。

がけ地近接等住宅移転事業でございます。

これは、がけ近の補助事業のうち年度末にちょうど補助金の申請と交付時期がずれることが予定されます。25年度に補助金の申請があっても、実際の交付が26年度にまでずれ込むといったこともございますので、交付手続について単年度を超えることが想定されるために今回債務負担行為を設定させていただきました。限度額は3億3,050万円でございます。現在、申請見込みが住宅建設、土地購入、引っ越し等、全部40件ずつで計上してございましたけれども、今後マックス786万円の5件分想定いたしまして、合計で3億3,050万円、限度額とさせていただきます。

続いて、変更でございます。漁港災害復旧工事でございます。限度額を10億円から17億円に変更させていただきました。その内容でございますけれども、今般の追加は資材単価の上昇、積算歩掛の改定、それと消費税の増税分について見直しを行って限度額を改正するものでございます。

以上、債務負担行為の説明でございます。

続いて、執行予算の説明に移ります。

10ページをごらんください。

今回の予算の性格については、町長が提案理由で申し上げましたとおり第1次的な整理予算の位置づけということで、予算の減額計上が各派にわたってございますので、あらかじめご理

解をお願いしたいと思います。

9 款地方交付税の震災復興特別交付税、今回 1 億6,290 万円減額してございます。これは、復興事業の裏財源でございますので、主な要因はがけ近事業の本年度の事業見込みが減額することに伴うものが主な要因でございます。

国庫支出金、国庫負担金の農林水産施設災害復旧費負担金でございます。上段の農林水産業施設災害復旧費負担金4,300 万円については、これは10月16日に発生した台風26号被害によるばなな漁港と細浦漁港の防波堤の応急の仮工事分に係る補助金でございます。負担率100%でございます。下段の過年度農林水産業施設災害復旧費負担金 2 億2,700 万円ほど計上してございますけれども、これは過年度分ということで23年度と24年度分の未収分ということで計上させていただきました。主に漁港分でございます。

国庫補助金の総務費国庫補助金、総務管理費補助金で40億9,342万2,000円、東日本大震災復興交付金、今回これが第7回目の復興交付金の配分可能額分でございます。11の事業でございます。復興交付金については、これで7回でございますけれども、交付金の総額は延べ690億円でございます。

続いて、災害復旧費国庫負担補助金で災害廃棄物処理事業費補助金として13億1,200万円計上してございます。災害廃棄物の処理事業補助金の 8 億8,700 万円については、国庫補助対象事業費の確定に伴うということで追加計上でございます。下段の過年度分につきましては、昨年度事業分の積算に伴う追加補助ということで計上させていただきました。

続いて、14款県支出金、11ページになります。

4 目農林水産業費補助金、その東日本大震災農業生産対策交付金で1,000万円減、これは年度内の営農の見込みが立たなくて農業機械等の導入ができない予定でございますので、全額を減額するものでございます。下の被災農家経営再開支援事業交付金 1 億436万8,000円、これは被災農家の経営再開事業、対象面積が水田が215ヘクタールから92ヘクタールへ、畑が190ヘクタールから39ヘクタールへ、それぞれ事業費が減額予定でございますので、これに伴って交付金の減額を行うものでございます。水産業費補助金の漁港施設機能強化事業補助金995万7,000円についてでございますけれども、これは清水漁港の用地かさ上げ工事へ充当いたします。事業費は1,327万6,000円でございます。補助率75%でございます。災害廃棄物処理事業費の補助金で過年度分、これも計上してございます。1 億3,600 万円、過年度事業費の積算に伴う追加補助でございます。

続いて、17款繰入金 2 項基金繰入金に復興交付金繰入金を計上いたしました。復興交付金第

7回分の交付額を一度全額繰り入れるものでございます。失礼いたしました。これは、原形の復旧事業費が整理される見込みがございますので、事業に伴って基金からの繰り入れを戻す、減額するという形でございます。

12ページをお開きください。

地域復興基金の繰入金、これも8,800万円ほど減額でございます。主に被災者の住宅再建の支援事業、町単で用意してございますけれども、その事業の精算見込みに基づきまして今回8,800万円減額するものでございます。財政調整基金については、歳出にもかかわりますので後ほどご説明いたします。10目の漁港施設用地環境整備基金の繰入金でございます。これは志津川漁港に工場用地、水産加工場の施設予定がございますので、その事業者に対して補助金の財源といたします。事業費が510万円、その2分の1を繰り入れるものでございます。

以上が歳入でございます。

続いて、歳出でございます。

一般管理費で職員手当1,975万8,000円、退職手当組合負担金として減額してございますけれども、これは人事異動に伴いまして町長部局と委員会部局の組み替えを行ってございませんでした。この同額を教育総務費へ計上してございますので、ご理解をお願いしたいと思います。また、今回財産管理費で積立金で財政調整基金に2億6,000万円、それと先ほど財調の繰り入れを1億4,000万円減額してございますので、今回4億円ほど財調に積み増しをいたします。こうしますと、財調の補正後の現在額でございますけれども、51億1,000万円になります。それと、あわせて役場庁舎の建設基金に1億2,000万円予算計上させていただきました。庁舎建設基金には、原形で大体6億円になろうかと思えます。

続いて、16ページをごらんください。

災害救助費でございます。民生費の災害救助費に今回委託料で東日本大震災に伴う災害廃棄物処理委託料として9億7,900万円計上いたしました。これは、事業費の確定に伴う追加補正でございます。また、下段の使用料及び賃借料で308万8,000円ほど減額してございます。これは、廃棄物の仮置き場の用地の借り上げ料の減額でございますが、これは2月を目途に1次仮置き場については、町有地だけに集約を図る予定でございます。町有地でございますので、戸倉小学校、はまゆり大橋、松原、くろしおグラウンド、それと旧給食センター跡地、その5つの場所に集約を図る予定でございますので、民有地の借り上げについて減額補正するものでございます。

17ページの農林水産業費の農業費、農業振興費で19節負担金、補助及び交付金で1億1,800

万円減額してございます。歳入でもご説明申し上げましたとおり、上段の東日本大震災農業政策対策交付金の1,400万円については、年度内の営農の見込みが難しくなったということで、農業機械等の減額をするものでございます。下段の被災農家の再開支援の1億円につきましても、先ほど水田と畑の対象面積が減ってしまったということでご説明申し上げましたので、その関係で事業費の減額をするものでございます。

続いて、林業費の林業振興費、19節負担金、補助及び交付金で334万円でございます。南三陸材利用促進事業補助金でございますけれども、現時点で15件実績がございます。今後7件ほどの追加が見込まれるということで、1件当たり50万円の分を6件、それと34万円の分を1件ということで、合わせて334万円追加補正するものでございます。

18ページをごらんください。

上段の水産業振興費で19節負担金、補助及び交付金で225万円予算計上いたしました。歳入でご説明申し上げましたとおり、水産加工事業者の排水処理施設整備に対する補助金でございます。

次、20ページ、9款教育費2項小学校費の学校管理費でございます。

15の工事請負費に1,000万円、学校施設整備工事を今回計上いたしました。内容でございますけれども、志津川小学校体育館の照明が壊れているということもございますので、急遽これを整備工事を施す予定でございます。内容は、主に水銀灯の取り外しと更新を考えてございます。

21ページの下段、災害復旧費でございます。

漁港施設災害復旧費の15工事請負費、4,300万円でございます。歳入でもご説明申し上げました10月16日発生した台風26号で被害を受けたばなな漁港と細浦漁港の防潮堤の仮復旧工事費でございます。ばなな漁港についてはおおむね事業費2,500万円、細浦については1,800万円を予定でございます。

22ページをお開きください。

12款復興費の1項復興総務費1目復興管理費に25の積立金として40億9,300万円、今回第7回の復興交付金の配分可能額、これを一度全額基金に積み立てる内容でございます。2目の地域復興費で委託料1,680万円、地域生活交通事業調査委託料1,680万円ですが、これは復興費の復興効果促進費に計上していた内容を効果促進の事業の対象では難しいということもございましたので、地域復興基金を使って実施するために予算の組み替えをした内容でございます。4目の被災者住宅再建支援事業費1億円減額でございます。東日本大震災に係る被災

者住宅の再建支援事業費補助金として町単の事業メニューを計上させていただきましたけれども、6月の補正で6億5,000万円計上させていただきましたけれども、今後の見込みを含めて1億円減額する内容でございます。

12款4項4目漁港施設機能強化事業費、15の工事請負費に1,327万6,000円でございますが、清水漁港に係るかさ上げ工事でございます。

続いて、12款5項復興土木費3目がけ地近接等危険住宅移転事業費でございます。19節負担金、補助及び交付金で特にがけ近については、今回10億8,200万円減額でございます。現計予算で18億9,000万円計上してございましたけれども、今後の執行見込みが8億800万円ほどということでございますので、今回10億円減額させていただく予定でございます。4目の津波復興拠点整備事業費でございます。これは、17節と22節の部分でございますけれども、防災集団移転用地購入費から立木の補償費に予算を組み替える内容でございます。場所は、志津川の中央地区分でございます。

続いて、24ページをごらんいただきたいと思います。

7目の都市防災総合整備事業費、19節で820万円、復興まちづくり協議会運営補助金を計上させていただきました。これも復興費の効果促進費から予算の組み替えを行う内容でございます。次の復興教育費の学校施設環境改善事業費、13節委託料で3,745万9,000円計上させていただきました。内容でございますけれども、学校の防災機能強化事業ということで、志津川小学校と志津川中学校の改修工事の調査設計を委託計上させていただきました。

12款の最後、7項の復興効果促進費でございます。2目と8目につきましては、予算の組み替えということで同額を別経費で計上してございます。4目の被災地復興のための土地利用計画策定促進事業費、委託料で3,000万円でございます。これは、志津川中央地区の測量調査設計委託ということで、内容でございますけれども、中央地区の津波復興拠点整備事業、それと復興拠点連絡道整備事業に伴いましてJRの城場山トンネルですか、がこの影響調査を地質調査も含めて実施する内容でございます。予備費については、財源調整のために計上させていただきました。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

15ページですけれども、介護保険老人医療費とあります。この後の健康保険の補正にも関係あると思うんですけれども、被災者の医療費と介護費が3月まで全額免除になっていたということなんですけれども、4月から宮城県では打ち切りになり、岩手県、福島県では継続されているということですが、その継続になった理由と、それから医療も介護もそうですけれども、早い手当が後々の経費削減になるんじゃないかと思imasるので、4月以降に受診抑制とかサービス抑制等は起きていないのかということと、打ち切りになった理由と早期の治療サービスが必要なんじゃないかと思imasけれども、その点、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） では、介護保険費ということのご質問ですが、医療費全般ということで私から回答させていただきますが、議員お見込みのとおりで4月から財源の問題、被保険者の公平性の問題等がございまして、一部負担金の免除については4月から行っていないという状況でございます。

医療費の動向ということで、国保中心にちょっと私のほうでも調べておるんですが、診療費の動向なんですけど、例えばということでお話ししますと1人当たりの医療費というのが統計上計算するわけなんですけど、22年度震災前の状況を見ますと月額平均2万3,000円ぐらいだったものが、現在25年度の5月以降10月までの診療費を見ると、これが同額またはそれ以上2万5,000円とか2万6,000円ぐらいが平均値ということで、その数字をもって全てを語るわけではございませんが、必要な医療は行われているのかという判断をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 隣の気仙沼市なんかでは、気仙沼市にいと医療費がかかるので岩手県に引っ越したなどというお話をお伺いしたことがあります。それと、自己負担分を免除した場合の負担割合というのはどのようになっていたでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 一部負担金に対する財源の負担割合は、国が8割、県が2割という状況で継続されておりました。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今後これを復活していただくとした場合、今何が必要なのかということなんですけれども、この間の県議会で村井知事はこの問題について非常に大きな問題と捉

えている。最大限、最優先で頑張っていきたいという答弁をしているようですけれども、今の県の意向はどのようになっているか。この再開の見通しはあるのかということをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 知事さんがおっしゃるとおりということで、県の動向を見据えた上で沿岸市町、取り組んでいくという方向性で、具体については決定はしていないということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。12番西條栄福君。

○12番（西條栄福君） 歳入歳出一括ということでございますので、1点ずつ伺いたいと思います。

まず最初に、歳入、この地方交付税、先ほど総務課長より減額補正だという説明がございました。過般の議会でこの交付税、震災の影響もありますけれども、大変伸びていると。そして、普通交付税も伸びていると。そういうことで、交付税に関連して伺いたいと思います。

普通交付税と申しますか交付税の算定基準、いわゆる人口の動向であります。今国勢調査も着々と近づいてまいりまして、これに対して対策と言ったらおかしいんですけども、今後どのように考えておるか。今は確かに交付税はこのような形で入ってきておりますが、必ずや以前の状態、もしくはそれ以前とは言いませんけれどもなっていくわけでありまして、その点について考えているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、歳出ですけれども、先ほど説明あったかどうかちょっと聞き漏らしたんですけども、13ページ、防犯対策費の工事請負費であります。防犯灯設置工事ということでここに予算計上されているんですけども、この点について少し詳しく説明をいただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 国勢調査を含めた人口の動態、動向については、企画課長が答弁いたします。

地方交付税でございますけれども、議員のご指摘のとおり震災後は震災復興特別交付税の伸びが大きくて、復興事業は基本的にはその財源で今回賄っておるわけでございますけれども、問題は普通交付税の動向ということで、基本が国勢調査の人口を算定根拠に用いる費目が大多数でございます。現在用いている国調人口につきましては、いずれ2年後国勢調査が実施されるということで、基本的にはその人口の数値をもとに28年度の交付税の算定から用いら

れることとなりますが、現状のような状況ですと、当町に住基があっても他市町で生活なさっている方もおいでになるということで、交付税の算定の根拠として国勢調査をストレートに使うかどうかというのは、ちょっとなかなか難しいところがあるんじゃないかということで、国にも申し入れはしているところでございます。今のところまだその扱いについては返事は来てございませんけれども、いずれゆゆしき問題になろうかなと思ってございます。

また、あわせて合併特例の交付税の算定も間もなく10年で再算定が終了して一本算定に切りかわります。28年度からになりますと、通常一本算定への影響額は約5億円と見越してございます。ただ、一時期に5億円減額されると各自治体の財政面が非常に大変になるということで、5カ年にわたり段階的に減らしていくというのが国のルールでございます。

いずれ人口減と再算定の終了が2つの算定方法が一時期にやっまいりますので、その対策をこれから考えていかななくてははいけませんし、基本的には財政調整基金にある程度の財源をストックしておきながら、その時々々の財政面に対処していきたいとは考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 国勢調査の現在の情報なんですけれども、平成27年度に国勢調査が行われます。先ほど総務課長答えたとおり、その時点での人口動態に応じて普通交付税が算定されると。今のベースで行きますと、たしか1人21万円ぐらいの基準だったと思います。単純に今3,000人マイナスになっておりますので、そのままストレートに掛けられると6億円ということになりますので、これは総務省に国勢調査そのものの調査の仕方、それから客体の数え方、例えば今登米市の南方仮設にいる人たちをどっちに数えるんだということも含めてうちでは要望しておりますし、それから沿岸の5市町でも同じような悩みを抱えているわけですので、この平成27年度の国調に関しては、被災地にあつて特例的な扱いをお願いしたいという要望を出しております。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、予算書の13ページの防犯灯のご質問でございます。

震災直後、平成23年度防犯灯の修繕ということで68基、それから24年度につきましては156基を修理してございます。なお、本年度防犯灯設置をしておるわけでございますけれども、今回五日町地区ほか40灯、1基当たりの設置費用が大体2万円程度を要するものですから、40基で80万円という要望に応えるべく補正を計上しておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 西條栄福君。

○12番（西條栄福君） 今この普通交付税、説明がございました。私は、今当然登米市にいる仮

設にいる方々を想定してお聞きしているわけであります。そうしたところ、町民でありながら町外人口は含まれないのかということで、今それに対して対策をとっていると。それで、特例と申しますか、それをお願いしているという話でありました。この普通交付税、やはりこれから町が存続していく上で、大変重要な財源といたらあれですけども、依存財源ですね。そういうことでもありますので、このことはやはりしっかりと考えていただきまして対応していただきたいと思うわけであります。

ところで、この人口の増減ということではちょっと町長に関連して伺いたいと思います。

登米市の災害公営住宅の件であります、市長が発言したのはご案内のとおりであります。いずれこのことは、この議会で同僚議員が懸念を表明しておったわけであります。ところで、最近またこれに対しまして追加のような話があるのではないかとことを私聞いたような気がいたしまして、実は大変心を痛めております。隣の町の施策のことでもありますし、また被災者を思っていることでもありますからではあります、仮設暮らしも長くなってきており、気持ちも不安定なときにこのようなことがまた追加ということになりますと、いかがなものかと思うわけでありまして、町長の考えを伺いたいと思います。

それから、この防犯灯の件であります。五日町ほか40灯という話でありました。この負担、五日町の町には何もないわけでありますけれども、この維持経費の負担、こういったものをどうするかということでございます。と申しますのは、私が聞きたいのは確かに五日町のもでもあります、特定の場所を指定してちょっとなんですけれども、今戸倉在郷地区、がれき処理工場が今毎日のように後片づけをしております。あそこを通る人たちは、今は電気がついて大変いいけれども、あそこを全て撤去して真っ暗になったらどうすんだと。子供たちが高等学校に通うのに、オートバイで通うのに大変だということで皆心配しているわけであります。でありますから、こういったいわゆる受益者負担のないところ、こういったところにどのようにして設置していくか。それを伺いたい。そういうことでもあります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最初の部分の普通交付税の関係でございますが、先ほどもちょっと答弁しておりますように大規模被災5市町協議会がございますので、新年早々になると思っておりますが、国にその辺の要望方、いわゆる特例といいますか、そういう形の中で訪問するというようにしてございますので、そちらのほうで我々としてもしっかりと思いは伝えてまいりたいと思っております。

それから、登米市の案件でございますが、24戸が決まったということございまして、登米

市の市長にすれば被災者救済という形の中で当町のみならず石巻の被災している方々、そういった方々に一日も早くという思いでご発言だと思いますが、いずれにしましてもその辺、我々としても大変な今ご指摘のような問題を抱えているのでございますので、しっかり登米市の市長とその辺の真意を私どもとしても把握をしたいと思っております。いずれそう遠くない時期に、登米の市長ともその辺のお話し合いをさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 防犯灯の電気代の維持管理費の関係でご質問でございます。

基本的には行政区と2分の1から3分の1程度助成をしておるところでございますけれども、復興途中の浸水市街地につきましては、全額町で経費を充当しながら必要な箇所にLEDの防犯灯を設置するという基本的な対応で設置をしておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 西條栄福君。

○12番（西條栄福君） 登米の市長と話をしながらということではありますが、先ほど私が、ちょっと聞いた話で恐縮なんですけれども、追加ということについて町長伺っているのかどうか、そのところをもう一回確認したいと思います。また、それに対してどうしていくか。つまり、南方仮設を指して申し上げてこういうことはなんですけれども、過般のアンケートデータでは、まず50%を切ったわけですね。いわゆる悩んでいる人たちが。そういう人たちに対しましても、町長今回3期目当選ということで所信表明もなされておりますけれども、やはり強いメッセージをしていただきまして、先ほどの交付税の問題もありますので、その辺のところをひとつ、何と申しますか表明していただければと思うわけでありまして。

それから、この防犯灯、行政負担ということでもありますね。わかりました。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 直接ご本人からお話をお聞きしているわけではなくて、私も報道を通じてということになります。基本的には登米市さんが財源含めてどのようにお考えになっているのかということについては、その辺のお話はお伺いする必要があるだろうと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 歳入歳出一括ということでもあります。私もこの歳入の地方交付税ということで、1億6,290万円減額になったということは、これはがけ近の関係みたいな説明だったんですけれども、がけ近が当初調整というか計画というか、それよりも減ったんだという解釈でいいのかどうか。できれば、今後の見通し等もあわせて伺いをしたいと。

それから、2番目です。今までにこの国庫支出金、延べ690億円いただいたと。11事業で。7回配分があったんだとこういう説明ですけれども、今後の財源計画というか必要財源といえますか、それらについて7回目というが何回までも認められるのか。どの程度の金額が今後本町に災害復旧・復興に必要な金額は一体どの程度かかるのかなと。これは非常に難しいからおおよそで結構でございます。

それから、3番目の県補助金の8項、廃棄物処理の関係、75%なんだという説明ですけれども、そのぐらい産業廃棄物の整理が済んだということなのかどうか。完全というかほぼ終了するのがいつの時期で、あと幾らぐらい必要なのかなということでございます。

次は、4点目、それでもうんと減らしてこう言っているんだけれども、4点目の歳出に入ります。積立金、25節、現在積立金は51億1,000万円なんだという説明ですけれども、これらはそれなりに使い道があって積んでいるんだろうと思いますけれども、工事の進捗状況によって基金を取り崩しながらこの復旧に取り組むんだろうなと思いますが、その辺についてどのような考えであるのか。

それから、4番目ですか。私の質問の4番目です。民生費の災害救助費の中で9億7,900万円が補正されております。これについて、年内にこの9億7,900万円という廃棄物処理が年内に処理できるのかなと考えているわけですが、これらは年を越すんじゃないかとかそういう考えがあるのかどうか。

それから、5番目の質問。17ページ、農林水産業費の2項19節南三陸材の利用度の内容であります。15件あったんだということで、まだまだこれからあるという説明でこのたび334万円、非常に本町の地元材が使われていることは結構なことだなと思いますが、今後については年内に今説明がありました、何といいますか審査といいますか補助申請内容、それらは前と変更なされたのかどうか。

それらについて、5項目ですか。いっぱいあるんだけれども、時間もない。その5項目について。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、まず1点目、10ページの地方交付税、震災復興特別交付税の減額の部分でございますが、これはまさしく総務課長がご説明申し上げましたが、がけ近事業の補助残分をこの交付税で担っているわけですが、がけ近の交付申請が想定よりも低くなったということで減額をするものでございます。なお、がけ近につきましては、23ページ、歳出予算で5項3目で10億円ほどの減額補正をしております。この影響額でござ

います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私から交付金について回答させていただきます。

補正で現段階で690億円ということですが、全体で幾らぐらいまでいくのかと、それから時期的にいつまでこの交付金がもらえるのかということなんですが、まず全体のゴールなんですけれども、これは国の事業や県の事業、それから町の事業とそれぞれ関連性がございますので、国の事業や県の事業が大きくふえたり減ったりすることによって町の事業も影響を受けるので、最終的に何百億というところは現段階ではつかんでおらないんですけれども、ざっくりなんですけれども1,000億円と言われております。

それから、期限の話なんですけど、平成25年度は第8次まで申請をとります。26年度に第9次から第11次まで、27年度はこれは事業の最終でございますが、12次申請となります。ただ、例えば26年度中に全ての町の交付金をとり終わったということになれば、その時点で交付金をつけるということはございませんけれども、恐らく平成27年の第12次申請以降まで事業がずれ込んでいくという見通しでございます。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、災害廃棄物処理事業の関係でお答えいたします。

まず、歳入でご質問ございましたけれども、歳出の災害救助費、この9億7,900万円の補正増額と関連しますので、あわせてご説明申し上げます。

まず、災害廃棄物処理事業、今回補正増額いたしまして、総額では111億5,400万円ほどの歳出総額となります。これが平成25年度の災害廃棄物処理事業費ということになりまして、そのうちほとんどの事業につきましては、ご承知のとおり宮城県に委託しております。それで、先般環境省の災害査定がありまして、その結果今年度の事業が確定したことに伴いまして今回の補正という形になっております。

事業の進捗状況でございますけれども、戸倉の処理施設はもう既に焼却炉も閉鎖しまして、もう今解体が進んでおります。当初の予定どおり今年度中には全ての処理施設を解体、それから現状を従前のおりに復旧をいたしまして、地権者さんにお返しをします。その計画どおりに今進んでいるところでございます。ただ、この処理事業全体といたしましては、処理施設での処理は一応年度内で終わるものの、今町内で津波堆積物の処理及び復興材の製造等、そちらの事業がまだしばらくかかるものと見込んでおります。したがって、この事業の一部については、平成26年度に繰り越して進まないという予定どおりの完了は難しいのかなと考

えております。

この歳入の国庫、それから県の補助金につきましては、今回この県の事業が確定したことに伴いまして歳入の金額を計上しております。また、過年度分の補助金につきましては、これは24年度事業分の補助金額が確定したことに伴うということになっております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 財政調整基金の関係のご質問でございますけれども、今年度に至っても事業的には復興の事業がメインで進んでございますので、その復興財源は基本的に100%国庫で賄われておる関係上、財政調整基金の大きな繰り入れはなしで過ごしてございます。24年度におきましても、財調繰り入れはゼロでございました。ただ、年度間補正予算を計上するに当たってどうしても財源調整をする必要がございますので、その折には繰り入れをしなければいけません。

今後のことでございますけれども、復興事業が大体軌道に乗って、もしかすると大きな単独事業が発生する場合も想定されます。また、文部科学省の事業等に関しましては、事業は当該年度に実施しても補助金は翌年度に清算して送ってよこすといった想定をする場合もございますので、そういった場合、どうしても一時期財政調整基金を繰り入れて財源収支を図っていただかなくてはいけないということも想定されますけれども、いずれにしても先ほど西條議員にもご説明申し上げましたけれども、今後二、三年後交付税の再算定の終了による一本算定、それと新しく国勢調査が行われましてその影響が出てくると見込まれますので、通常の財政運営上も財政調整基金からの繰り入れを何年かにわたってやっていかななくてはならないんじゃないかなとは考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 南三陸材の利用促進事業補助金の審査の内容を変えているかというご質問でしたけれども、このご質問、6月当たりの議会でたしか議員からのご質問を頂戴し、検討しますというお答えをしていたところだったんですけれども、実際のところ年度内でもありますし、それから実際建築業者さんやあるいは木材会社さんでの制度の理解、普及が大分進んで、このように利用件数がどんどん伸びてきている状況でありまして、町側としてはこれだけの補助金を提供しますので、きちっとした内容の把握だけはやはりしないと公平性の問題になるだろうと思っておりますので、なるべくご面倒をかけないように担当で親切丁寧に対応させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 処理事業の県補助金でございますか。

○議長（星 喜美男君） いや、産廃のこの75%という進捗率。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 進捗状況でございますか。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建議員、もう一回、この3つ目のページ数お願いします。

○9番（阿部 建君） 11ページの8項の5節、事業所補助金が75%なんだということで、これも含めて先ほど説明したのかなとも思いますけれども、その進捗率と今後の関係、それをお伺いしたいんです。1回分、これはサービスだからね。わかりましたか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 先ほど75%と申し上げましたのは、その上の水産業費の補助金で漁港施設機能強化事業補助金995万7,000円計上してございますけれども、これは清水漁港の用地のかさ上げ工事に充当するというので、事業費が1,327万6,000円、これの補助率75%で995万7,000円の計上ということでございますので、改めてご説明申し上げさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建議員。

○9番（阿部 建君） そういうことなのかなと思います。何せ忘れやすくなってきていますから。それで、歳入の地方交付税、マイナス1億6,200万円、特別交付税、このような場合にこういうふうに残った場合の処理はどんなふうにするんだろうなど。これはこの処理の方法について、長年やってこんなことわかっていなくてはならないんだが、わかりませんのでもう一回お伺いしたいと。積立金につきましては、およそわかったわけでございます。

それから、国庫補助金の関係、1,000億円、10ページの1項の関係、これで延べ690億円、11事業で補助をいただいたということで、今最終は27年。復旧・復興中は大体5カ年が集中期間だと言われておりますので、そういうふう都合よく進めばいいなと考えておるわけでありまして。そうすると、あと約315億円あればおよそ復旧ができるんですよという意味なのかどうか。およそ1,000億円かかるといって、そのうち690億円がいただいている、11回。最終までに27年までに何回かに分けて配分されるんだということですが、そうすると何回も言うようですけども、あと310億円あればほぼ復旧できるのかなと思いますが、その辺はいかがなものかと。

それから、17ページの地元材、そうすると規定というか規格というか申請内容、それによっ

ては全然前と同じなんだということですか。何日か前にも言われたんですよ。申請内容が緩和されているわけだから、行って話してみなさいということを行ったんですけども。そうすると、申請規格内容はもう全然同じなんだ。あなたがここで答弁したのは、空うそなんだ。あなた、そういうふうに見直すとか緩和すると説明をしているんだから。しませんか。していたら、しなくちゃいけない。そうでないですか。町民にうそ言っているんですよ。私はうそ言っていないから。今はやっていないから、今後においてはぜひともそうして、私に言った町民はまだいただいていないということであります。そのようなこともある程度緩和しているのではないかと思います、その辺についてのご答弁をお願いします。そんなところで。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 1点目の地方交付税の関係につきましては、9番議員篤とご存じのこととは推察してございますけれども、改めて地方交付税そのものは一般財源でございますので、補助金と違って翌年度に精算で還付するとかそういったシステムがございませんので、収入された分につきましては、当該年度の収入として決算をしてしまいます。ただ、震災復興特別交付税については、一般財源ですけれども性格的には特定財源の要素が強いということで、例えば今年度もがけ近の事業でこのように減額をしてございますけれども、年度末終了時点で震災特交の額が予定より多く入っている場合も想定されますし、また足りない場合も想定されます。そういう場面が生じた場合においては、26年度、翌年度に交付される際に増額して精算の形で町に収入されるといったシステムでございます。当然、余計な場合は翌年度の震災特交から減額されて収入されるといった形になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 交付金の見通しでございますけれども、先ほど私が1,000億円という数字を申し上げたものは、事業費ベースとなります。5所40事業、その事業の種目によって交付金の充当率がまちまちなので、一概に幾らというものは申し上げられないんですが、そのうち80%ぐらいが交付金で賄ったとした場合に、800億円がまず交付金で来ると。残りの足りない200億円が特交という仕分けになると思います。800億円を仮にゴールとすれば、今690億円ぐらいまで来ているとお考えいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 審査と先ほどおっしゃいました。いわゆる申請書の内容が難しいというご相談だったと記憶しているんですが、前回ご相談いただいた際に、こちらから連絡をして対応させていただきたいというお話をした際に、議員からいやご本

人はもう申請する意思がないんだとあのとき伺ったと記憶しているんですが、もしかするとその辺の取り扱いにこちらの配慮が足りなかったとすれば、改めてこちらから出向いてご相談に応じたいと思いますので、よろしくお取り次ぎいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 特別交付税の処理の関係は26年度に回すのだということ。それから、国庫補助金、総務費の。どうもわかったようなわからないような気もしますが、おおよそ町民も注目していると思いますし、800億円と今申しましたがどういうことなのか。800億円あれば、おおよそ復旧費が間に合うのかどうか。あとは国なり県なりやるんだから、いっぱい。南三陸町分が800億円ぐらいあれば、それは間に合うんだと。防集全てがですよ。あとはこの防潮堤とかそういうのは県の仕事だから、とんでもない町には予算が配分されるんでしょうけれども、この町としては1,000億円ではなくて800億円、はっきりははじき出せないでしょうけれども、一体1,000億ぐらいであれば、1,000億ぐらい必要なのかなと思ったら、今度800億円、そこをもう一回説明を願いたい。

それから、この補助金の関係ですけれども、これはあなたさっき言った申請しないと覚悟はありますが、いいです。私の間違いだとしますから。そういうことじゃなく、まだ申請を待っているようですから、そういうなには申請形式というかそういうのは緩和して、皆大変でいるわけですから、どうか余りきついことを言わないで、誰もうそを言っていないからある程度そういうことを、何かいろいろ製材所もどこでなくてはならないとか、あるいは木材も森林組合を通さないとかだめだとか、何ぼ地元材使っても。こんなことらしいじゃないですか。違いますか。そんな必要はないと思いますよ。とにかくこの南三陸町の木材を使って、どこの製材所でひいても、志津川の製材所でも歌津の製材所でも間違いがないと認めた場合、何も森林組合でなくてはならないとそんなことを必要ないんじゃないですか。その辺、これからよく。もう一回、そういうことありませんか。申請者がそういうことを言っているんですよ。製材所も指定されると。何で。名前も言っていますよ。どここの製材所と、志津川の。歌津の製材所でも申請しているんだから。おらいでひいたのはだめだというんだから。余り言うと個人情報になるから言いませんが、その辺どうですか。そうじゃなくもう少し安易にできるようにできませんか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 改めまして交付金の内容についてですが、先ほどとやや同じ回答になるんですけれども、南三陸町の町の分の復興事業に必要な事業費が、現段階できりのいい

ところで1,000億円ぐらいかかるのかなということです。その1,000億円をどのようにお金を調達するかということなんですが、そのうちの80%ぐらい、すなわち800億円が震災復興交付金としていただけると。足りない200億円につきましては、交付税で措置をされるというのが大ざっぱな仕組みになります。ただ、1,000億円で済むのか済まないのかということについては、これは国や県の事業も関係してくるので、ふえたりへったりすることがありますということでございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 議員おっしゃっている部分は、もしかすると製材所の指定の問題ではなくて、いわゆる補助金交付要項の中で条件としている伐採届をきちっと提出して、その手続の上で伐採した木材と、いわゆる合法木材と呼んでいるんですが、その辺の条件のことがもしかするとという思いはあるんですが、具体的に思い当たるケースとして私が受けとめたものがないものですから、後に具体的に示していただければできるだけの制度の中で対応させていただけるものであれば、対応させていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

お諮りいたします。

本日は、議事の関係上これにて延会することとし、明17日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明17日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後3時57分 延会